第二章 開拓使・三県の北海道経営

第一節 開拓使の設置

蝦夷地の改称問題第一項「蝦夷地から北海道

陽暦では九月二十日)、近世を通じて「蝦夷地」(より正確には松前 官・宣教使・按擦使と共に開拓使が設置された。さらに同年八月十五日(太 各省)からなる新しい機構(二官六省の制)を設けた。その際に、 政官の内局に六省 は八月十五日)、 外局に当たる臨時的機関として待詔院・集議院・大学校・弾正台・留守 明 と呼ばれたこの地域が「北海道」と改称された。 治二 (一八六九) 維新政府は官制改革を行い、 (民部省・大蔵省・兵部省・刑部省・宮内省・外務省の 年六月の版籍奉還を経て、 神祇官・太政官の二官と太 同年七月八日 (太陽暦で 太政官 ・蝦夷

改 改称問題は 国を置き、 夷名目被改、 倉具視から るべく早く測量技術者を派遣して蝦夷地の実測を行い、地形にしたがって 分チ名目ヲ御定有之候事」という条項がある(『法令全書』)。 日 蝦夷」 蝦夷地の改称問題については、 一年八月十五日、 南北二道二御立被成、 維新政府の蝦夷地開拓方針七か条の第二項にも「追テ蝦夷ノ名目被相 地というこれまでの名称を改めて南北二道に分割すると共に、な その名称を決定したいというものである。このように蝦夷地の 「蝦夷地開拓ノ事宜三条」 最初から維新政府の方針として位置付けられていた。そして、 南北二道被立置テハ如何」という項目があり、 「蝦夷地自今北海道ト被称、 早々測量家ヲ差遣、 既に明治元年三月二十五日、 の策問がなされた際、 山川ノ形勢ニ随ヒ新ニ国ヲ 十一ヶ国ニ分割、 また四月十七 この意味は、 第三条に 副総裁の岩 国名郡 「蝦

名等別紙之通被 仰出候事」と布告されたのである。

松浦武四郎の意見

田武三『松浦武四郎』、 郡名選定」に尽力したという理由で手当金一〇〇円を支給されている 用掛を拝命、 日には開拓判官を拝命し、九月十九日、 な松浦武四郎だった。 この蝦夷地の改称問題に関わったの 准四等官に任ぜられた。七月二十五日に開拓大主典、 松浦武四郎研究会編 松浦は五三 一歳だった明治 が、 開拓使から「北海道々名、 『校注 幕末の蝦夷地探検家として有名 簡約松浦武四郎自伝』)。 一年六月八日、 蝦夷開拓 国名、 八月二 (吉

という理解を念頭に置いたものであるといった意見がある。 維新政権が古代の諸制度に倣った点を重視して、 称として最終的に決定したのが であるという捉え方や、松浦の解説にあるように、 き換えて「北海道」という名称が誕生したのである。 蝦夷地の新名称に相応しくないと判断されたのか、 浦武四郎「蝦夷地道名之儀勘辨申上候書付」)、 六案について、このような名称を選んだ理由をそれぞれ解説しているが(松 道・北加伊道・海北道・海島道・東北道・千島道の六案だった。彼はこの 松浦が七月十七日に提出した蝦夷地の改称案は、 「北加伊道」 この中から蝦夷地の新しい名 である。 いわゆる五畿七道の延長 「加伊」=「蝦夷」(かい) このことについては、 「加伊」を「海」に置 周知のように日高見 但し、このままでは

の設置に通ずるものがあった(榎森進『アイヌ民族の歴史』)。郡を設定するという方針に結びついており、この点も古代国家による国郡たが、このことは北海道が明治国家の支配領域に組み込まれたことを意味たが、このことは北海道が明治国家の支配領域に組み込まれたことを意味ともあれ、この改称によって「蝦夷」という名称が完全に消えてしまっ

北見・千嶋という一一の国名と八六の郡名の由来についてもそれぞれ提案――松浦は渡島・後志・膽振・日高・石狩・天塩・十勝・釧路・根諸(室)・

た。 候條」)、これを受けて

八月十五日に次のような

全道の しているが (松浦武四郎 「国名之儀ニ附申上候書付」、 同 「郡名之儀ニ付奉申上 国郡名が 布告され

渡島国 七郡 (亀田・茅部 ・上磯・福島・ 津軽・ 檜山

後志国 内・古字・積丹・美国・古平 ·七郡 (久遠・奥尻・太櫓・瀬棚・島牧・寿都・歌棄 ・余市・忍路・高島・小樽 磯 屋 岩

・厚田・浜

九郡 (石狩・札幌 ・夕張・樺戸・空知・ 雨龍・上川

益

目

天塩国 六郡 (増毛・留萌・苫前・天塩・中川 上川

北見国 八郡 (宗谷・利尻 ・礼文・枝幸・ 紋別・ 常呂・網走

日高国 七郡 (沙流・ 新冠 ・静内・三石 浦河 様似・ 幌泉 胆振国

八郡

(山越・

虻田

・有珠・室蘭・

幌別・

白老・勇払

千歳)

月、 た。

十勝国 七郡 (広尾・当縁 大津 中川 河東 河西・

釧路国 七郡 (白糠・足寄 釧路 阿寒・ 網走 川上

根室国 五郡 (花咲・根室・野付・標津 目梨

五郡 (国後・択捉 ・振別・紗那 薬しべとる

申、水口ト申儀に御座候、此場所此邊り之大場所にて土人も多分御座候間、 字が出現する 元 ヒ海岸五十九里二丁を一局ニ仕度候。 ては次のように述べている (地に仕候て如何と奉存候) ちなみに胆振国の由来について松浦は、 この 「ユウフツ訳して温泉尻ニ相成申候。 古典ニ右之文字モ見当リ候間如何ト奉存候」として、 膽振州 『日本書紀』 の内部は八郡に分かれていたが、このうち千歳郡につ 斉明天皇五 (前掲 「郡名之儀ニ付奉申上候條」) 右地名相考候ニ別ニ心当も無御座候 (六五九) ユウハ温泉にてフツはフツウと 「西山越内ニ始リ東サル 年三月の条を引用しなが 「膽振」 と述べてい ル境ニ及 の文

> 東ユウフツ川上ヒ、フトを境とし石狩川筋シュマ、ツフを以テ境、 其間 郡

ニ仕候

号被仰付候由。 此処元来シコツと申処をシコツは文字不宜候 委シクハ安藝守著ス休明光記ニ相見へ申候 二付、 羽太安藝守儀、 千歳 **卜改**

柯太・ 新しい 露関係に配慮したためである この蝦夷地の改称 ただし千島国と対照的に樺太に郡は置かれず、これらのことは同年九 政府から日本駐在のロシア及び各国公使に通知されたが、 幕末以来日 呼称については 唐太などさまざまの意見があったが 露間の 国郡制の設置にあわせて、 「雑居の地」だった 切触れられなかった。 (前掲『アイヌ民族の歴史』)。 前掲 「北蝦夷地」についても、 「樺太州」と改称することになっ それは、 「郡名之儀ニ付奉申上候條」) 同じ明治二年八月十五 政府が緊迫した日 北蝦夷地

項 開拓使の設置と職制

第

維新政権と 使 制度

類される 家の成立期に集中的に見られるが、 る官制上の が設置された。ここで、開拓使の「使」に注目してみよう。 先に触れたように、 (君尹彦「開拓使設置の諸問題」、 使 制度は、 明治 古代と近代初頭の明治維新という中央政権的 一年七月八日、 これらの使はおおむね次の三種 関秀志編 太政官の外局組織として開拓使 『北海道の研究』 日本史におけ **H**. 類に分

第一 類 国家の代表として外交・通称の目的で外国に出向

類 国内の統一・安定のために、 中央政府から地方に送り出され

具体的 類 な事例として第一 天皇家の祭礼・ 類の場合は、 儀式に関連して派遣される職 古代の遣隋使や遣唐使、

明

治維

衆の間に浸透させ、 明治維新期における宣教使のように、 取り除き、 第三類には勅使・ 家としての統 使・宣撫使のように、 期では遣清国使や遣魯国使がある。 類に分類される。 ②古代の巡察使・按擦使・観察使、 動揺する民衆の安定を計り、 行政の円滑化を図るために送り出される職がある。 一を図ろうとする目的で地方に送り出される職である。 すなわち、①古代の征夷使・鎮撫使、 宣命使・奉幣使などがある。 教化する目的で設置される職である。そして、最後の 内乱及びこれに類似する戦乱を鎮定し、 生産力を高めると共に執政上の塞路を 第一 中央集権国家が精神的支えを広く民 明治維新期の巡察使・ |類はその目的によってさらに三 明治維新期の鎮撫 按擦使のよ 中央集権国 最後に、③ 次い

開拓使の位置

た。 地を配置対象としていたため、 制に依拠して開拓が進められるという前提のもとで、 処理に当たっていた。 ように既に内地化された地域に配置され、 いう。ただし明治維新期の按擦使は、 ②に分類され、 以 上のような三種類の 基本的には按擦使と同一の機能を果たすものであったと これに対して開拓使の場合は、 使の中で、 「開拓」という側面に重点をおくこととなっ 明治 主に三陸や羽越・羽後、 特定の藩の領域を超えた問題の 一年に設置された開拓使は第 蝦夷地という未開拓 いわゆる分領支配体 磐城地方の 類

蝦夷地 ということが当初から考慮されていたのである。 名されたのは、 間で廃止される場合が多い、ということが指摘されている。 く 随意的 北 海道 ・臨機的であること、②したがって組織的永続性を欠き、 類 「開拓_ の使制度に共通する点として、 を対象に設置された維新政府の新組織が という目的を達成するための臨時的組織である、 ①官制上は常設 このことは、 このように、 「開拓使」と命 の組織でな 「開拓」 短期 が

が施行されるのは必然的であったともいえる。う見通しであったことを示している。このように、開拓使の廃止後に県制一定程度実現した段階で、この地域に内地同様の行政制度を施行するとい

松本は 使は臨時的組織に過ぎず、 設け、 ル、ナリ」というものだった。 務省ノ所轄タラントス、 と改称すべきというものであるが、この意見に対する政府の回答は、 テ省ト改称」すべきであると述べている。松本の意見は開拓使を 使ノ掌ル処、 う呼称を逆にすべきではないかという議論のあったことを紹介している。 ヲ支庁トシ東京ヲ本庁ト定ムル等ノ儀伺」の中で展開されているが、 任してからもこの姿勢を貫いたことから、 に対する批判のあったことや、 なお、 後者の意見は、開拓大判官の松本十郎が明治八年二月に提出した 初期の開拓使長官がしばしば東京に出張して不在の場合が多いこと 「独リ怪ム、 『新北海道史』 固ヨリ遠大ノ業、 開拓ハ使ノ一時呼称ヲ改メサルモノハ何ノ故ソヤ、 第三巻では第五章に 本使ハ全ク開拓中ノ臨時官ナレバ使ヲ以テ称セラ 開拓事業が成功した暁には 黒田次官が東京出張所に常駐し、長官に就 日月ヲ期ス可ラサルナリ、 札幌の本庁と東京の出張所とい 「開拓使論」 「府県ヲ置、 宜ク政 と題する 府 開 「札幌 更に 開拓 節 本

開拓長官の人事

であ 参考としながら開拓使設立時の状況について触れておきたい。 管する官庁であり、 内に置かれたが、 が実施されたことは既に触れた。 明 つろう。 治 一年六月十七日の版籍奉還を経て、 以下、 同年八月から太政官に移された。 『新北海道史』 未開拓地を抱える蝦夷地はその管轄外と判断されたの 第三巻及び その際に新設された開拓使は最初民部省 七月八日に維新政 『新札幌市史』 民部省は地方行政を所 第 府の 一巻などを 官制改革

- 諸省卿同等タル」地位にある開拓使の初代長官に任命されたのは鍋島

うな形式の人事が見られたという。その詳しい職務内容は不明であるが、 組織の誕生する以前にその長官が任命されたことになるが、 使が設置される以前の同年六月四日、 直正である。元佐賀藩主の鍋島は幕末から蝦夷地に対する関心が深かった したものであろう。 「新政府の蝦夷地開拓に対する重要性の認識がこのような人事となって結 われるが、 議定・中 納言の地位にあった鍋島は自らが請願して、 開拓督務に任命されている。 当時はこのよ (V わば 開拓

郭の旧箱館府庁内に開拓使函館出張所が開設された。 かった。そして、 までの間には、 大弁東久世通禮が開拓長官に就任した。 外務省のコンビを登用する人事案もあったが、 七月八日の開拓使設置を経て、 八月十六日に鍋島長官が大納言に昇進したことから、 沢宣嘉外務卿を長官、 東久世長官以下が箱館に赴任し、二年九月三十日に五稜 七月十三日に鍋島が初代長官に就任した 外務権大丞の黒田清隆を次官にとい ただし、東久世長官の決定を見る 政府内の意見が纏まらな 八月二十五日に

> た。 が、 た、

果的だった。 形 異彩を放ち、 たのは六年十月のことであるが、十二年の火災によって全焼した。 内に開拓使仮庁舎が完成したことから、 開拓使関係諸機関は開拓使東京出張所と改称された。四年五月、 本庁にそびえ立つドームは、 のドームをのせたアーリーアメリカンスタイルの開拓使本庁舎が完成し 拓使庁となり、 その後は開拓業務の進展と共に長官の駐在する函館出張所の比重が高く 東京の本庁と函館の出張所の関係が逆転、三年閏十月九日、 市 民に強い印象を与えただけでなく官の威厳を示す上でも効 開拓使本庁としての位置を確立した。 高層建築が皆無だった当時の札幌市街で一際 本庁機能が函館から移されて札幌 なお、 屋根に八角 札幌本府 開拓使 在京の

開拓使の管轄地域

一府 市 この全域を開拓使が直接支配していたわけではない。 象地となり、これ以外の地域では明治二年から四年八月二十日まで一省 ていた根室国の根室・花咲・野付の三都と北見国の宗谷郡は分領支配の対 ると、開拓使の直轄領は石狩国の札幌・上川・厚田郡、 太及び千島列島の一部を含む極めて広大な領域だった。 次に開拓使の管轄地域を見ておくと、その支配範囲は北海道を中心に樺 道南の爾志・ 古平・美国・積丹・古字・岩内・寿都郡、 四年九月九日から翌五年九月二十日まで現在の青森県に編入されて 日高国の三石・幌泉郡など計一六郡にすぎず、 ・二四藩・二華族・八士族・二寺院による分領支配体制が続いた。 檜山・ 津軽 ・福島の四郡は旧館藩 渡島国の上磯・茅部 当初直轄地に予定され (松前藩) 北海道本島を例にと 後志国の忍路・余 しかし、 領であった 最初 亀 ま \coprod

郡

る。 藩領が青森県から開拓使に移管された五年九月二十日を第二段階とし、 口 渡式が行われ、 によって北海道開拓使に編入された。 離した樺太開拓使の支配下に置かれていたが、 島列島が開拓使の管轄に編入された八年十月二十日を以て完結する 約」によって日露間の国境が確定し、 セスは、 樺太については、三年二月十三日から翌四年八月八日まで開拓使から したがって、 分領支配の廃止された四年八月二十日を第一 樺太と引き替えに千島列島全体が日本領に編入されてい 開拓使が当初予定された領域の一元的支配を実現するプ 同年十月二日に日露間で千島列島譲 八年五月八日の「樺太・千島交換条 その後は樺太開拓使の廃 段階、 次いで旧 分

開拓使初期の行政機構

立時の開拓使はどのような行政機構を設けたのであろうか。 海道・樺太・千島列島という広大な地理的空間を支配するために、 まず明治 設

関所掛・外務掛 段階では、 樺太掛の存在には疑問があり、この他に外務掛が存在すること、三年末の 石・幌泉の二郡を管理した。 大学東校に移管) で岩村通俊判官が補佐した。 九月三十日、 いう見解もある 政務を管理すると共に、 (三年二月設置) 産物・ 庶務掛 刑法・沖ノ口(二年十月に廃止)・運上所・病院(三年十月、 函館に開拓使出張所が開設されて東久世長官が在任、 (山田博司 (運上所を含む)・物産掛という五掛に集約されていたと の九掛が置かれ、後に牧場掛(二年十一月設置)・樺太 (農政・刑法を含む)・金穀掛 の二掛が置かれた (『新北海道史』第三巻)。 「開拓使の組織と職員 亀田・茅部・上磯の渡島国三郡と日高国 その内部機構として、 出張所という名称ではあったが、開拓使全体 (営繕・用度を含む)・海 庶務・金穀・農政・営 なお、この その下 の三

二掛が確認されており、 咲・野付の三郡を管理した。 幸・礼文三郡の分領支配は廃止され、 に移管されている。 会所附近のみだったので、三年四月に宗谷郡の大半を分領していた金沢藩 任とする宗谷方面では、 に同年九月末にテールス号で根室に到着し、 建設を念頭に置いた開拓使銭函仮役所が相次いで開設された。 主任は松本十郎判官であったが、属官及び東京府の募移民約一○○人と共 翌十月には、 根室開拓使出張所と宗谷開拓使出張所、 しかし、この直後の同年六月、 十月に出張所が開設されたが、 一〇名前後の職員が常駐した。 同出張所の内部機構は、 再び開拓使の管轄となっ 出張所を開設して根室・花 金沢藩による宗谷・ 四年に庶務・会計 竹田信順判官を主 その管轄地は宗谷 そして札幌本府 根室方面 0

設け、 ることになった。 田・ 義勇判官の派遣された石狩方面では、 島牧 浜益の西部 ・寿都・ 仮役所内の機構として、 一二郡を管理すると共に、 歌棄・岩内 ・積丹・美国・古平・余市・忍路・札幌 庶務・金穀・営繕・ 同年十月小樽郡銭函に仮役所を 札幌郡内に札幌本府を建設す 用度の四掛

> は、 他に札幌詰として庶務・金穀の二 さらに郡毎に下部機関として出張所を置いて職務を行っていた。 掛が置かれた。 これらの各出張 所

ぞれ函館出張開拓使庁、 本府の完成によって廃止された。 年四月には札幌本府の建設工事も進み、 れて開拓使小樽仮役所となり、 五月に札幌開拓使庁が開庁した。これにより、 翌三年になると宗谷開拓使出張所は廃止され、 根室出張開拓使庁と改称され、 二月十三日に樺太開拓使が設置された。 東久世長官も函館から移って同年 函館と根室の出張所はそれ 銭函仮役所は小樽に移さ 小樽仮役所も札幌 四

開拓使機構の再編成

意図し、 八月二十八日、 樺太開拓使の廃止によって開拓使業務が拡大する傾向にあった明治五年 一巻通史二)。 次のような本庁と支庁の管轄案を政府に願い出た 三年から開拓次官だった黒田清隆は開拓使機構の再編成を (『新札幌市史』

第

函館支庁 札幌本庁 二郡 渡島国のうち三郡・後志国のうち八郡 石狩国九郡・後志国のうち九郡・胆振国のうち七郡、 ・胆振国のうち一 計 郡 一十五郡

根室支庁 根室国 五郡・ 千島国 五郡 ・北見国のうち四 郡・釧 路 国 1七郡、

十一郡

宗谷支庁 浦河支庁 日高国七郡・ 天塩国六郡・北見国のうち四郡、 十勝国七郡 計十四 計 十郡

樺太支庁 樺太州全域

しかし八年三月、 「北方ニ偏居」しているとして天塩国留萌郡に転居、 しかし、このような体制は実際に施行するとさまざまな問題点が浮上 その後再編・整理されてゆく。 留萌支庁も 「札幌ノ隣接」という問題と経費削減の視 すなわち六年二月、 留萌支庁と改称した。 宗谷支庁の位置が

から がっていくのである。 お ŋ 管轄区域に編入されている。 張所 廃止さ 開拓使時代の後半は、 (東京出張所) れ 同じく浦河支庁も七年五月に廃止され、 という体制だった。これが十五年の三県分置に繋 札幌本庁とコ また、 樺太支庁は八年十 一支庁 (函館支庁・ 11 一月に閉鎖されて ず れも札幌本庁 根室支庁)・

郡区町村編成法」 の施行

七郡区役所、 置されることになった。 年七月、 なわち出 村編成法」 これら本・支庁の下部組織には、 張所 明治七年以来全道的に設置された大小区を廃止して郡区役所が設 根室支庁管内に四郡区役所がそれぞれ置かれて 制定によって北海道でも同法を施行することとなり、 派出所が置かれてい 札幌本庁管内には た。 基本的に郡を単位とする行政 しかし、 一〇郡区役所、 明治十一年七月の 函館支庁管内に 機関、 翌十二 郡 す

れらの郡役所は廃止されて支庁が置かれたが、 谷郡役所が置かれ、 て留萌支庁と改称するのは大正三 岩内郡役所・ 増毛に移転して増毛郡役所と改称している。 この五郡だった。 幌本庁管内には、 室蘭郡役所・ なお、 勇払郡役所の管轄は同郡と白老・千歳・ 札幌区役所・石狩郡役所・小樽郡役所・古平 留萌郡役所は十三年三月の開設後、 勇払郡役所 九一 四 ・浦河郡役所・留萌郡役所・宗 年のことである。 増毛支庁が留萌町 その後、 明治 沙 翌十四 流・ 三十年にこ に移 新冠 年七 郡役 転

開拓使の職制と職員

その 各職員を置 次官 下に使掌・ 治二 同 一年七月八日に制定され 判官 年には監事・ くことが 使部・ 権判官・ 仕 丁· 職員令」 権監事が置 大主典 附属 よって定められている。 た官制によると、 附属助 かれ 権大主典・少 7 ・御用 主典 掛 開拓 医 使には長官の しか 権少主典 師 病院附属が置 Ĺ 実際には 史生の もと

5 れ

れ

らのことと関係があると考え

微増 る。 に 年-には 年には一五九九人となって、 九八人という状況であり、 人 て、 は三五三人と横ばい状態であ 三五人から始まり、 み 画 画 た翌五年からは 分領支配の廃止期にあたり、 人と一〇〇〇人台を保ちながら 人となっている。 一一二八人、十年-一〇 - 1 1 二人、七年 - 1 1 二六 がス 应四四 ると この 五. 十一年一一二二二人、 八年-一一〇九人、 四年には約一〇〇人増加し 一二七一 傾向を見せている。 夕 呼 倍以上増加して一一 |六人となり、 開 ○○人台に到 (表 2 -ばれ 拓使 原因につ 人 の職 しているの る大規模な開 1, 「開拓使十年 十三年 質員数の! 以後も、 e V さらに五年 翌三 て、 二年 達して 九年 车 推移 几 そし 六一 十 二 まで + 0) 拓 年 ま は 41 遂 兀 几 几

表 2 - 1 開拓使の職員数 (明治 2 ~14年)														
官	職	明治 2	明治3	明治4	明治5	明治 6	明治7	明治8	明治 9	明治10	明治11	明治12	明治13	明治14
勅	任	1	1	1	3	2	2	3	2	1	2	2	2	1
奏	任	10	7	12	26	19	19	21	20	17	15	20	19	17
判	任	225	238	199	511	491	458	411	423	315	324	328	334	360
等	外	71	79	226	381	291	247	200	206	160	159	170	171	143
御月	目掛	4	2	8	101	88	74	90	112	162	214	271	306	373
Ī	雇				6	13	81	108	131	144	215	228	215	223
警察	察吏				66	78	69	133	131	158	172	180	222	234
郡[区吏				51	88	166	143	103	67	121	72	229	248
その	の他	24	26		16	42				·				
Ī	H	335	353	446	1,161	1,112	1,116	1,109	1,128	1,024	1,222	1,271	1,498	1,599

山田博司「開拓使の組織と職員」『北海道立文書館研究紀要』第5号(1990年3月)より。

原資料は大蔵省編『開拓使事業報告第1編』所収の「職員表」。

盤造、 の一割程度が任命されているに過ぎなかったのである。 伊沢兵九郎以下八名、 判官が島義勇と岩村通俊、 置された同年七月の時点で正式に任命されていたメンバーは次のように 少主典が平山七三以下一四名 (この中には最上徳内もいる)、史生が永井 なっている。 先に触れたように二年の開拓使職員数は三三五人であるが、 使掌が市川市太郎以下四名、 すなわち長官の鍋島直正を筆頭にして、次官が清水谷公考、 計四一名となっている。この段階では、 権判官が岡本監輔、 使部が中田海助と豊永吉太郎、 大主典は相良椿斎以下七名、 開拓 開拓使職員 附属が 使の設

とは、 みであり、 数は、 揭 民部省 (二四六人)・大学校 立っている。維新政府全体に占める開拓使の職員数は、 から四年までの間では、 また、開拓使の首脳部を構成する権監事以上の職員の出身をみると、二年 員であり、その中には相当数の旧箱館奉行支配下の幕吏が含まれてい れ百数十名程度であった。これらの開拓使下級官員の大半は旧箱館府の官 職員の人事は八月以降十月頃までかかっており、 その後、首脳部の人事は八月中に完了したが、実務を担当する中・下級 山田論文)。 維新政府が開拓使に相当な期待感を抱いていたことの表れである(前 奏任官以上が一〇名程度、 むしろ鍋島直正長官、 鹿児島藩出身者は次官の黒田清隆と監事の堀基の (二〇九人) に次いで三番目であり、 判任官及びそれ以下の等外官員はそれぞ 島義勇判官以下の佐賀藩関係者四名が目 明治二年末の官職別職員 二年十二月段階で このこ た。

第三項 札幌本府の建設

開拓使事業の時期区分

事業は、明治二年七月に設置され、十五年二月に廃止された開拓使の北海道開拓

- ① 明治二年~同四年まで
- ② 明治五年~明治十五年まで

た。 使は、 もってスタートしたのであるが、 札幌本府の建設と場所請負制度の廃止であった。 ける開拓使の施政について簡単に触れておこう。一言でいえばその中心は ている。 時期であり、 という二つの時期に分けることができる。 でという広大な管轄地域を年間、 維新政府の北方政策の要としての役割を果たすべく大きな期待感を 後者については改めて述べることにして、 ②はいうまでもなく「開拓使十年計画. 一〇万円の予算で開発するには無理があ 北海道を中心にして樺太・千島の一部ま ①は開拓使設立直後の過渡的 設立されたばかりの開 ここでは①の の実施時期 時期にお に当たっ

に新設することにあった。 よる漁場独占から解放すること、 建的な漁業制度である場所請負制度を廃止して、 維新政府の支配領域であることを明確化した。そして、 蝦夷地」 創設期 の開拓使が取り組んだ施策は、 を「北海道」と改称して一一ヵ国・八六郡に分割、 また開拓使の北海道経営拠点を石狩 まず北海道内部 部の特権的請負商人に 旧松前藩時代の封 0) 開 拓を優先し、 この地 の地 域

札幌本府の建設構想

問題 開発を本格的に進める上で不都合と考えられた。そこで、 箱館は北海道の地形的状況から見て余りにも道南地方に偏在し、 支配と経営では道南の松前や箱館がその中心であったが、 館に置かれていた。 後期に始まる江戸幕府の蝦夷地経営の場合も、 近世の北海道では松前藩の拠点は和人地の松前 に対し石狩国に札幌本府を建設することで対処しようとした。 このように、 近世の松前藩・江戸幕府による蝦夷地 同じくその (福山) 内陸地方に開 維新政府はこの 拠点は道南 に置かれ、 北海道 松前と 0) 近

使の経営拠点を設けるべきであるという意見が台頭した

であ うとしたのである 首 拠点を置いた場合、 除することは困難だったかもしれない。 都 このような考え方は、 い拠点を設けることで、 を西京 目新しい意見というわけではない。 (京都) 松前藩時代以来の前期的特権商人との関係を完全に排 から東京に移したように、 第二次幕領期に松浦武四郎らも提言していたこと ロシアと対峙しながら北海道の経営を開始しよ 維新政府が天皇の常駐する新し また、 開拓使も道南 松前 箱館 から に開 石狩に新 拓使

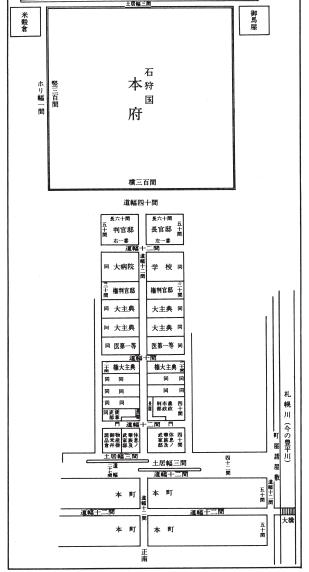
石狩大府指図」と「石狩国本府指図

のは島義勇判官である。明治二年九月下旬、東久世長官一行は箱館に到着開拓使官僚で石狩に札幌本府を建設するという大事業の責任者となった

札幌市史 最絶妙」 去ル事四 府 十月十二日銭函に到着し、 して札幌 Ĺ の建設予定地として選ばれ 五里ヲ 里ヨ、 島判官は十月一日に同地を出発して 一本府の建設準備に取 (島判官の松浦武四郎宛書簡) 第 が相隔、 巻 手宮ヲ去ル七里余、 四方広漠タル平原 0) 地だった。 銭函仮役所を設置 たのは りかかった。 又石狩 ニテ地勢 前掲 銭 函ヲ 新 本 \exists

札幌村と篠路村、 狩大府_ 石狩大府指図」と はれる図 島判官の構想した札幌本府の建設 南 を中心に置き、 面 西に琴似村や発寒村が、 から窺うことができる。前者は 南に役宅と「大町」 「石狩国本府指図 その 周囲には、 南 計 東には 画 と呼 礼 北 は

> 学校 を拡大したものである 位置関係が示されている。 0) 配置されている。 北に道幅一二 まれた三○○間四方の 0 この 間 三平村がそれぞれ配置されている。 ΪĪ 0 大病院 ような札幌本府の建設計画 全体として札幌本府と周辺の 土塁が互い違いに配置されている。 (豊平川) 間の道路が伸びている。 権判官邸などの官宅や役所・倉庫などが左右対称に整然と 沿いには その南側には幅四 「石狩国本府」 ② 2 1 0 ° 「町屋諸屋敷 方、 後者は 図 この 「衛星村落 があり、 図の上部 道路の 一間の道路が引かれ、 特に後者から類推できるのは、 地図 がそれぞれ置かれてい その南には「本町」が、 「石狩大府」、 は 両 その下方(南部) 側には、 (北部) と呼ばれる開拓 方向などに問題 に すなわち札 長官邸・ その中央には 間 幅 判官邸 には、 0) 村落との が 東 记幌本府 掘で あるも その 囲 南



ホリ幅一間

図2-1 島判官の札幌本府計画図 (『石狩国本府指図』をもとに作成) 註 『新札幌市史』第2巻通説2より。

といえる。 る札幌の都市構造からみれば、封建都市としての近世城下町の再現に近 このことについて『新札幌市史』第二巻は、「一見して古代の都の役所で ある大内裏と官宅群の形式に近い」と評しているが、官民区分を基本とす 側に民地 |土居| 本府南側を東西に分断する道路を挟んで、北側に官地 、が近世の城下町に求められるのではないかという点である。 を、 (商業街) また本府の周囲には堀を築く予定であるといった点である。 が配置され、 この道路の中央には侵入者を防ぐための (官庁街)、 すなわ 南

札幌本府の建設と衛星村落

ことに一役買うのである。 受け継がれ、札幌が北海道の政治・行政の中心地としての地位を確立する 火災で焼失したが、その外観は十九年の北海道庁設置の際にその本庁舎に 設、 道 心には幅六○間の大通を設け、大通以北を官宅地、 本府の工事が再開された。 島は上京を命ぜられ、 工事を中止した。その後、 :翌六年十月に竣工した開拓使本庁舎である。この本庁舎は十二年一月に 一の目状に区画し、 の 、同年から翌三年二月にかけて、本陣一 島判官が札幌本府の建設工事に着手したのは明治二年十月のことであ 札幌本道の開削工事などで札幌の建設は本格化していった。 国郡名を町名に採用した。 本府建設を巡って島判官に独断専行があったとして、 その道幅は一一 彼の構想は中絶した。これを受けて開拓使も本府の 同年四月からは市街を測量して六〇間四方の碁 四年一月になって岩村判官が札幌に派遣され、 五年になると、 間、 裏通りを六間と定めた。 棟・役宅五棟などが建築された。 開拓使本庁舎・病院の建 以南を商業地とし、 三年二月に その象徴 市街の中 全

いとして、島判官・岩村判官以来の本府の外周に農村を配置するという構なお、こうした行政機能中心の札幌本府では都市としての発展は望めな

である。である。

第四項 場所請負制度の廃止と漁場持

場所請負制度の起源

表ることとなった。 場所請負制とは、松前藩時代における和人とアイヌ民族との交易制度である。すなわち近世初頭以来松前藩は蝦夷島を和人地と蝦夷地に区分し、正のアイヌ交易は、最初は松前藩の藩主・上級家臣など商場知行権を所有このアイヌ交易は、最初は松前藩の藩主・上級家臣など商場知行権を所有にからのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎したのである。この制度は幕末に至るまで基本的に存続し、明治維新を迎えることとなった。

場所請負制の廃止問題

開拓使は次のように布達している。べき格好の目標となった(『新北海道史』第三巻)。明治二年九月二十八日、打破を目指す維新政府や開拓使にとって、こうした場所請負制度は廃止す名の請負人によって独占されていた。封建的支配体制と関連する諸制度の開拓使の設置された明治初年の時期においても、全道五三ヵ場所が二八

当今版籍返上相成候御時節柄、従来商人ノ身トシテ諸場所土地人民ヲ始請負

候様被仰付候条、 諸品等遽ニ引揚候テハ差支候義モ有之候ニ付、 支配致シ居候義、 名分二於テ不宜、今般改テ被廃候、 心得違等不致様下々ノ者共へモ懇々可申達候事 現業ノ処ハ年々漸々ニ 乍然撫育米ヲ始漁猟 一致変革

れ、

(『布令録』、 『新北海道史』 同年六月の 第三巻

とに変わりはなかった。そして請負人の廃止後は開拓使がその業務を継承 営の特殊性を一応は考慮しているものの、 だし、急にこの場所請負制を廃止すると、これまで請負人の「撫育米」に おける必需品や労働力の確保をあらかじめ必要とする請負人による漁業経 徐々に廃止してゆきたいというものである。このように開拓使は、 依拠していた各場所の和人労働者やアイヌの生活に支障が生じるとして、 請負人は 版籍奉還によって明治天皇が近代日本の支配者となったが、 元的に支配している実態があるとして、この制度を直ちに廃止したい。 ここで布達されている内容はおよそ次のようなことである。 官捌制に移行する計画だった。 「商人」身分でありながら依然として請負場所の土地・人民を一 最終的に廃止する方向であるこ 蝦夷地の場所 場所に た

請負人の反対と漁場持制

は道内各地でさまざまな形態のもとに存続してゆく が出され、 被廃候ニ付、 存続を嘆願し、 余市・古平・美国・積丹郡など西部の場所請負人が連署して場所請負制 反対運動をくり広げることとなった。同年十月、増毛・浜益・厚田・忍路 この布達に対し、 ただし同年から分領支配体制も始まったため、 請負人は「漁場持」という名称のもとに当分の間存続すること 当分漁場持と相唱可申、 十月二十九日、 請負人達は従来の特権的な地位が剥奪されることから 開拓使はこの嘆願を受け入れて「請負名目 其余ノ義ハ従前ノ通リ」という布達 この漁場持制度

治四年の廃藩置県と分領支配の廃止に伴って新規の漁場持が任命さ

郡が挙げられている

逓業務、 ている。 漁場持が設定され、 税品の売却、 アイヌ撫育などの業務を委託されている。 用度品 五年の両郡産出高をみるとおよそ三一九四石となっ 準備米の仕込み、 雑税の徴収、 千歳郡 告諭の布達、 ・勇払郡でもこ 駅

漁場持制の廃止

大しているが、 ような布達を出している。 だが明治九年九月二十一日になって、 同時に以下のような問題が存在するという。 すなわち、 明治以降全道の漁業生産は着実に拡 開拓使は漁場持廃止に関する次の

明治五年九月地所規則公布以来未タ精確ナル調査無之家屋倉庫敷地等ノ 尤モ元漁場持旧習ヲ改メ明治十年ヨリ新ニ営業願出ル者ハ、 畝数判然不致 然ルニ北見、根室、千島方面ノ漁場持従来ノ習慣ヲ固守シ、 都合無之分相当ノ場所更ニ割渡スヘシ ヲ存シ、広大ナル地所ヲ借受致居、 ドレハ、人民移住ノ障害ハ勿論遂ニ独立ノ営業ヲ為サシムル能ハサルニ 開業スルヲ猜忌シ之ヲ妨クルノ弊習アリ、 従来漁場持今般一切相廃シ都テ上地申付、且寄留人借受ノ漁場昆布場等 二付、 全郡又ハ数郡ヲ一手ニ借受致居候分、 場所相当ノ漁業ヲ施サス、 速二此弊ヲ除キ勧誘ノ道ヲ尽 専ラ出 実地調査ノ上不 先上地為致候、 却テ他人ノ新 稼ノ体裁

これまで漁場持が独占していて今回割渡しの対象となるべき漁場・ を閉め出して営業妨害を行っている。このままでは「人民移住ノ障害ハ勿 持制度を一切廃止するというものである。 論遂ニ独立ノ営業ヲ為サシムル能ハサル」 所在する郡名を列記しているが、 この 布達で指摘されていることは、 胆振国関係では千歳・白老・幌別の三 主に道東方面の漁場持が新規参入者 問題が生じるとして、この漁場 この布達に付帯した文書では、 (『布令録』、 『新北海道史』 第三巻

る(『恵庭市史』 衛門の代人植田甚蔵を世話方として雇用し、さまざまな業務を委託してい 式的には請負人を罷免して藩捌制を採用した。 あったが、明治 ちなみに勇払場所の請負人は文政四 一年八月にこの地域を高知藩が支配するようになると、形 (一八二一) 年以来山田文右衛門で しかし、 実際には山田文右

e V

第五項 開拓使十年計画

黒田次官の 「十月建議_

いる。 内容を逐次紹介しておこう。まずこの項の冒頭で黒田は次のように述べて 言がなされているのは(三)である。 この建議は長文であり、 たように極めて多岐に亘っているが (「黒田次官上表ノ写」 『開拓使日誌補遺』 した。そして、 官に任命した。同年七月、 明治三年五月九日、 「開墾時宜ノ大略」、 北方問題に関する建議 維新政府は兵部大丞の黒田清隆を樺太専務の開拓次 その内容も(一)根本の危機、 (四) 財政の問題、 黒田は樺太出張を命ぜられ、 (『新北海道史』第三巻)、 中、 以下、 (十月建議) を提出するのである 『新北海道史』 この点を中心にしながらその (五) 開拓方針の決定、といっ (二) 内政の急務、 第七卷、 十月になって帰京 最も重要な提 史料一)。

今二及ンデ之ガ処置ヲ為サザル可ラズ 請 ر ک 陸事変ヲ生ゼザラシメ、然ル後漸次手ヲ下シ、 又開拓時宜ノ大略ヲ論セン。 然レトモ今日雑居ノ形勢ヲ以テ之ヲ観レバ、 夫レ樺太ハ魯人雑居ノ地ナルヲ以テ、 功ヲ他日ニ収ムルヲ以テ要 僅二三年ヲ保チ得ベシ。 彼此

前掲 『開拓使日誌補遺』 中

れば今後三年程度しか保持し得ないであろうというものであった。 この黒田 の意見は、 「魯人雑居ノ地」 である樺太は、 現在の状況からみ した

> べきという立場から、そのために取るべき対策として以下の諸点を挙げて がって、 る まず保持すべき対象としての北海道の開拓が何よりも優先される

1 以テ、 事体一ニ帰シ、 テ歳額ト為スベシ。石狩ハ全道ノ中央ニ在リ、 宜ニ従ヒ、諸県ヲ分立シ、北海道及ビ樺太現今ノ定額共ニ百五拾万両ヲ以 「宜ク鎮府ヲ石狩国ニ置キ、 鎖鑰始メテ固カラン 鎮府ヲ此ニ建テ、 分散紛擾ノ弊ナク、 全道ノ事之ヲ総轄シ、 大臣ヲ選ンデ総轄ニ任ジ、 北虜駸々日ニ進ムノ勢ヲ仰ヘテ、 四方ヲ控制スルニ便ナルヲ 樺太モ亦其部内ニアラバ、 北海道中地勢ノ便

以上の予算を要求している。 拠点となる本府を置き、その責任者として大臣を選んで任命すること、 年間予算は二〇万円と定額米一万四〇〇〇石だったから、 時的に中止されており、その再開を求めていることになる。 望である。この時点では明治元年から開始されていた札幌本府の工事は た北海道と樺太の年間予算を一五〇万両 これは要するに、「全道ノ中央」に位置する石狩国に北海道 贸 に増額して欲しいという要 黒田はその七倍 また開拓使の 開拓 0) ま

2 習フノ民ヲ移シテ之ニ充ツベシ」 猟産業ノ法都テ旧慣ニ仍リ、 「諸藩ニ分配スル所ノ地悉ク収メテ朝廷ニ帰シ、 惟其民害ヲ除キ、 渡島国及ヒ奥羽諸国寒気ニ 蝦夷地ハ則土人撫育及漁

が、 と共に、 させるべきだと述べている。このような移民観は一見もっともではある ここでは、 次節で紹介するケプロンの移民観とは明らかに異なっていた。 開拓移民は「寒気」に慣れた道南の渡島地方や奥羽地方から移住 前年から開始されたいわゆる分領支配の廃止方針を打ちだす

3 ト云ハ則臣自ラ説アリ。 「然レトモ今朝廷多故財用足ラズ。 鹿児島藩賞秩拾万石ヲ挙ゲテ全ク之ニ付シ、 百五拾万両ノ歳額遽ニ弁ズベキニ非ズ 助

ルニ鉄道製造ノ費ニ充ル所ヲ以テシ、 ノ数ヲ加ヘバ、 百五拾万円他ニ求メズシテ足ルベシ 且北海道諸税並前ニ論ズル諸官員

算によれば、 いう要求を出しているが、ここではその捻出方法を述べている。 諸税や削減した官禄などを財源とすれば可能であるという。 揺田は先に北海道・樺太の経営費として年間一五○万円が必要であると 鹿児島藩の「賞秩拾万石」と鉄道建設費、 あるいは北海道内 黒田の試

4 拠トスル黒竜江及ビ東察加等モ又マサニ測量ヲ為スベシ」 測量シテ要害ノ地ヲ檢シ、 移民ノ計数及器械ヲ精覈考究セシメ、 テ施行スベキヤ否ヤヲ檢シ、 一故ニ願クハ前条決議ノ後大臣、 、業ニ精キ者ヲシテ金銀薬物ノ類ヲ考察セシメ、且ツ北海道樺太ノ海岸ヲ 其実地ヲ経歴スルヤ風土適当ノ国ヨリ開拓ニ長ズル者ヲ雇ヒ、 予メ我ガ海軍ヲ設ルノ計ヲナシ、並ニ魯人ノ根 然ル後令ヲ下シテ一定不易ノ法ヲ立テヨ。 納言、 其一定ノ法立ツニ及ンデハ鉱山舎密 諸公親シク実地ヲ経歴シ、 之ヲシテ 其果 且.

精通した者を顧問として雇い、技術的な指導を仰ぐべきである。その上で、 なわち北海道と自然条件が極めて似かよった国=アメリカから開拓問題に 来の経営方法では北海道の開拓は困難であるとして、 ことを求めている。 に北海道の現地視察を行い、 えるべきだという。 地下資源の調査や北海道・樺太の沿岸測量などを実施し、 分領支配の廃止を打ちだしているが、これとあわせ考えるならば、 これまでの方針が認められたならば、 その指導の下に開拓政策を立てるべきだとも述べている。先に黒田は その上で、「風土適当ノ国ヨリ開拓ニ長ズル者」 開拓についての「一定不易ノ法」を確立する 大臣・納言など政府有力者が実際 「風土適当ノ国」、す 海軍の配備に備 日本在 を

「今ヨリ書生ヲ精選シテ海外諸国ニ分遣シ、 資スベシ」 事情ヲ偵探シ、 以テ他日 ラ用

> らも海外への留学生を派遣するべきだと述べている 最後に、こうした外国人顧問を雇うだけでなく、 将来を見据えて日本か

招聘することに成功し、六月こま可いたうした。 アメリカの現職の農務長官であるホーレス・ケプロンを開拓使顧問としてアメリカの現職の農務長官であるホーレス・ケプロンを開拓使顧問として渡米、 地質・化学・鉱山が専門のトーマス・アンチセル、 このようにして明治四年一月、 A・G・ワーフィールド、秘書兼医師のスチュアー 十一月になって政府は達書を出し、 以上のような黒田の「十月建議」 彼らはケプロンの補佐役として活躍した。 黒田次官は開拓使の留学生を伴って渡米、 黒田の建議内容をほぼ追認している。 は政府内部に大きな影響を与えた。 土木・測量が専門の エルドリッジが来 猰

開拓使定額金の決定

É

計画 間で一〇〇〇万(両) 二年以来の年額二〇万円の定額金が廃止され、「来申年」、すなわち五年か けではない」(前掲 見通しだけであって、 がそれまでの開拓使定額金二○万円の五倍に相当する。これが開拓使十年 黒田の要求額は前述のように年間一五〇万円であり、 ら「十ヶ年間一千万両ヲ以テ総額」とすることが決定された。この一○年 一○○○万円を一○か年で支消して北海道を開拓するという財政的支出 八月十九日には、 0) 財源となるのだが、「一般的にいわれる開拓使十年計画なるものは、 『新北海道史』第三巻)。 最大の懸案事項である開拓使定額金が決定した。 当初から計画そのものも組織的に立てられていたわ 円という金額は、 一年平均では一〇〇万円となる。 この額には及ばない 明

ケプロンの提言

に三度来道して各地を視察し、 北海道開拓に極めて大きな経済的価値を見出すケプロンは、 開拓使の最高顧問として招かれたケプロンは、 それに基づく報告書を開拓使に提出した。 明治八年に帰国するまで まず①開拓

革すべきことを挙げている。 を設けること、運送を便宜にかつ廉価にすること、食料その他の習慣を変する。前者に関してケプロンは、天気の実測ならびに地形・地質の検査をすること、測量・地所の区画および諸法令の制定をすること、良好な車道すること、測量・地所の区画および諸法令の制定をすること、良好な車道を設けること、運送を便宜にかつ廉価にすること、食料その他の習慣を変を設けること、運送を便宜にかつ廉価にすること、食料その他の習慣を変を設けることを挙げている。

用 製粉・製網 が、 すなわち機械化・工業化の必要性が主張され、 きことを強調している。最後は工業であるが、人力に代わる器械力の活用、 などが必要であるという。 業資源の適切な保護と管理、 ためには、 国内及び清国に限定されているので、 うべきであるが、 るという。それに続くのが伝統的産業としての漁業であるが、 『具の製造を主体とした諸工場の設立が挙げられている。 これを前提にして後者ではまず ケプロンは特にその開発主体に言及し、 次いで北海道全島に繁茂する森林資源に注目して林業の振興を行 場所請負人に支配されている漁業制度の改革、 ・葡萄酒・ 原木のままでは不利なので木材工業との連繋が重要であ 缶詰・工作機械・木挽器械など、 次いで石炭などの鉱業開発が挙げられている 輸出に耐えうる商品の開発と加工方法の改良 「農ハ百工ノ基ナリ」として農業の振興 まず市場の拡大が先決である。 官営ではなく民営で実施すべ 具体的な事例として紡績 輸出商品及び生産 乱獲をさけた漁 その市場が その

黒田次官の政策

うな方針のもとで、開拓の基礎事業となる道路建設、河川・港湾の修築、産業の開発を中心とする産業振興にシフトしていくことになった。このよの窮乏化が表面化して開拓政策の再編成を迫られ、自給体制の確立と輸出れ、明治五年から十年計画を開始した。しかし、翌六年に入ると国家財政黒田次官は開拓の基礎事業を重視するというケプロンの方針を受け入

行われた。 行われた。 だが開設され、札幌官園の家畜が移されて馬の改良などが 地に牧場を設置して国内外の多種多様な植物の栽培と家畜の飼育を行い、 地に牧場を設置して国内外の多種多様な植物の栽培と家畜の飼育を行い、 となる農業では、東京・札幌・七重・根室などに官園を、あるいは各 は九年に牛馬牧場が開設され、札幌自園の家畜が移されて馬の改良などが は九年に牛馬牧場が開設され、札幌自園の家畜が移されて馬の改良などが はたいは各

ら、 豊富に生息していたエゾシカの肉を原料として缶詰を製造し、 ていた どに輸出しようというものだった。しかし、 払郡植苗村字美々に美々缶詰製造所が設置されている。 れぞれ官営工場が配置されていたが、 械所・鋳造所・木工場といった生産手段生産部門に関係するものと、 及び葡萄酒の醸造所・製粉所・缶詰所といった消費資料生産部門に分かれ 工業では各種の官営工場が設立されているが、それらは錬鉄所 十四年になって事業を中止した。 (『新北海道史』第三巻)。 開拓使札幌本庁では、 物産局の管轄として十一年十月、 その後シカが急減したことか 工業局と物産局にそ その目的 アメリカな 製 当時 鉄器 勇

労働力として利用されている。 労働力として利用されている。 に悩まされ、そのこともあって、十五年に設置された空知集治監の囚人が 特炭田での幌内炭鉱の開発が始まった。幌内炭鉱では最初から労働力不足 行われた。十一年、江戸幕府の手で幕末に開坑された茅沼炭鉱の改良と石 達なためにその消費先が見当たらず、海外への輸出を念頭に置いた開発が また、鉱業開発の中心は石炭であったが、道内及び国内には工業が未発

十年計画の事業費

した総事業費の分析結果は次のようになっている。まずこの一〇年間で二れる明治十四年度末を以て終焉を迎えるが、この計画に対し開拓使が投入以上のような経過を経て実施された開拓使十年計画は、開拓使の廃止さ

が一三六一万円程度であったことからも明らかだろう。 であったことによるが、この金額が如何に巨額であるかは、 当たる。このような事態となったのは、 が、この金額は政府が最初に認めた一〇〇〇万円という支出額の約二倍に 兀 |政府の財政規模が約二○○○万円程度であること、同時期の工部省経費 四万一〇三〇円の収入に対し二〇八二万四二五 十年計画そのものがかなり大雑把 一円が支出されている この時期の維

8

これは総事業費の二三・三粁にあたっている。 当たっている。この点について 業費の約半分が行政費で占められ、 ていることになる。 経費は一○一○万七三六四円になるが、これは総経費の四八・五㍍を占め たなかったことを示している」と述べている。また、行政費と見なされる 年から十五年一月までの総支出額二〇八二万四二五一円の約四一・二對に 接かかわる経費」 ことになるが、これは また、この約一 巨大な経費の投入にもかかわらず、 第三巻)。 一○○○万円という総事業費のうち は八五七万二六○四円とされている。 しかもその半分は人件費(四八七万九三五円)であり、 「官僚制の 『新北海道史』第三巻は、 その行政費の約半分が人件費であった つの特徴 実際の開拓事業費はその半数に満 の表れでもあった(前掲 このように十年計画の総事 「純粋に開拓事業に直 この額は、 「財政的にみる 明治五 「新

開拓使出張所の

勇払郡開拓使出張所

した。このため、 千歳郡などをはじめ、 廃藩置県の結果、 函館、 これに先だつ同年五月、 明治四 根室の開拓使出張所を出張開拓使庁と改称した。 北海道の省府藩士族寺院の支配地を上知 八七一) 年八月二十日、 札幌に開拓使の本庁を移し札幌 開拓使は高知藩の 直轄と 開

> 張所を設けた。 つの管轄区域を形成していた。 拓使は胆振国の勇払・白老・幌別・室蘭・有珠 た。三郡の諸経費、 勇払郡開拓使出張所のもと、勇払、 物品なども勇払において取り扱ってい 三郡はたがいに連絡をとり、 ・虻田の各郡にそれぞれ出 千歳、 白老の三郡は 地方行

と美々の間に新道を開削することに伴う、 いる(『苫小牧市史』上巻) 勇払郡出張所の執務体制は確立された。 が勇払郡出張所の責任者として札幌開拓使本庁庶務局から転任し、 江茂三郎、 人伍長、手代などの設置や、札幌本道が勇払を経ずに直接苫細 の移転計画を立てた。 開拓使は、 井上幸太郎に勇払詰を申し付けた。同年七月十九日、 勇払郡開拓使出張所が設置されると、 細川は、 翌六年六月には札幌詰になって転出して 細川は、 出張所、 副戸長、 官邸、 五年五月二十三 駅場などの苫細 永住人伍長、 (苫小牧) 細川 頁 元教 土. 本

同二年、 各村二代目戸長)とも関係が深い。ともに箱館戦争を戦ってい 沢は箱館府在住隊の隊長で同隊を吸収した函衛隊の隊長、 そのあとに任命されたのが大主典黒沢正吉(傳之丞)であった。 短期間であったが箱館府の東蝦夷地勇払詰の責任者であった。 秦一明 災は、 黒

移って執務を開始した。 らはずれてしまう。このことにより ら苫細に直接結ばれ室蘭に達することになり、 七九・二十二 から渡海して室蘭に上陸、 島松村まで開削された。翌六年の六月には、 六年九月二十七日、苫細村の新官邸に黒沢大主典以下勇払詰官員は引 五年三月、札幌本道が亀田村一本木を基点にして着手され、この年には ・室蘭間新道は本道基幹路線となった。 (陸路) が完成した。 鷲別から千歳を経て札幌・豊平橋に至る総程 、中心地も苫細付近に移ることになる。 亀田村から森に至る陸路、 勇払は完全にこの交通路か 新道は勇払を通らず植内か

森

開拓使千歳出張所

が採用に当たっての照会に旧加知山藩(若狭敦賀)から次の回答があった。 外一等附属藤田武三であった。 明治五(一八七二)年五月、千歳・白老両郡は勇払郡出張所から独立し 千歳出張所、 白老出張所が設置された。千歳出張所の初代担当者は等 武三の素性については、 同年二月、 開拓使

当藩士族 藤田武三

差支無」之二付本人差出申候此段及,,御報告,候也 右之者於 御使 被 成 御採用 度旨御懸合之趣得 ;;其意;則本県江伺済之上

二月九日

山加 藩知 (朱印)

旧加知山県

していた。 所を経由した。当時千歳には開拓使の建築係も滞在し、 なり、その資材は付近の森林から切り出され、その手続きなどは千歳出張 これまで仮橋の状態のものであったが、本格的な木橋が仮設されることに 千歳出張所の業務には、札幌本道工事に関するものがあった。千歳橋は、 道路工事の監督を

がその後千歳村が宿場町として繁栄していくことになるのである。 札幌本道の完成によって、この道を往還する人々が増えていった。 千歳出張所が千歳村のどこに位置していたかは伝わっていないが、 高知 それ

役所 桁間五間半 壱棟

藩が開拓使に引き継いだ千歳の建物のうちに、

明治六年、 がある。この建物がそのまま千歳出張所として使用されたと考えられる。 次のように官舎の修理がなされたようである。

千年郡官宅営繕入用調

金九拾壱円八拾六銭七厘五毛

是ハ千年郡官宅模様替営繕御入用

別紙仕様御入用積之通

右ハ千歳郡明治六年営繕御入用調書之通御座候

仍テ仕様御入用積相伺候也

千歳郡詰

使 掌 藤 田 武

三

勇払詰

権中主典 細 Ш 元 教

千歳郡出張先

権中主典 小 林 匡

等出仕井上知之が千歳詰、 土人取締役がいた。 赴任した。千歳出張所には二人の官員が駐在しており、その下に小使一人、 から等外三等出仕西村利行が千歳詰になった。さらに、八月二日、 藤田武三は、 同六年六月三十日付けで勇払詰に転勤し、 勇払在勤を命じられ、 同年十一月三日に千歳に 代わって勇払詰

いた。土人取締は石山専蔵だった。 ヌコタンなどにおける病人やアイヌ問題の世話役ともいうべきもので、 イヌコタンを回り患者やアイヌの要望、 土人取締は六年三月には勇払郡と千歳郡に設置されている。これはアイ 意見をまとめ戸長に報告上申して ア

松の中山久蔵に、 林の保護育成、 山林取締りは勇払、 狩猟、 千歳両郡兼務として一名置かれ、 漁撈禁止などの見回りを行った。 明治六年五月、 山火事の防止、 島 山

其方儀自今勇払千歳両郡山林取締申付候事

勇払開拓使出張所

発令がなされている。

れた(『開拓使事業報告附録 布令類聚 上編』)。 が開設されていた白老郡は五月七日に廃され、ともに勇払出張所に併合さが開設されていた白老郡は五月七日に廃され、ともに勇払出張所に併合さ

によると武三は開拓吏を辞している。局の文書がある。後にどういう事情か、八年八月十四日の「開拓使日誌」になり、その月の月給は勇払出張所が渡したという三月二十日付けの会計藤田武三はこれより前の三月、本庁庶務局記録係に勇払出張所から転勤

によると武三は開拓使を辞している。

十四等出仕 藤 田 武 三

勇払郡役所の廃止

郡は本庁民事局の所轄となり、勇払詰所となった。になる。勇払出張所は同年二月二十五日に廃止され、勇払・千歳・白老三ており、開拓使の出先機関としての郡出張所も八年二月に廃止されること明治五年二月以降、開拓使札幌本庁管内では大小区制の実施にふみきっ

勇払出張所廃止之儀御届

民事局於テ所轄為致候段別紙之通相達渾而石狩同様之処分及候条此段御届仕石狩出張所廃止御届書中上申候通リ之場所ニ付今般出張所相廃自今右三郡ハ管下胆振国千歳勇払白老之三郡ハ勇払出張所於而所轄候処右ハ第二十一号

札幌在勤

候也

大判官 松本十郎

八年二月二十五日

長官黒田清隆殿

出張所相廃止自今勇払千歳白老之三郡民事局所轄と相定候事

八年二月二十五日

勇払出張所

民事局

払分署と改称した。札幌本庁管内に、一一ヵ所の分署が設けられた。各局九年二月九日、勇払詰所は民事局所轄を廃し、四月二十四日勇払詰を勇

直轄になった。 一年一月二十四月に勇払分署は廃止されて勇払・千歳・白老三郡は本庁

0)

派出所の役割を持つものであった。

払・浦河各郡役所を開設した(『開拓使事業報告附録 布令類聚 上編』)。 さらに十三年二月二十九日、各分署が廃され、同年三月一日、室蘭・勇

村役人

た。それ以北の千歳などの地域では場所請負人が人民を支配していれ、寄合(村民惣集会)などによって村の行政を遂行する町方制度が整っれ、寄合(村民惣集会)などによって村の行政を遂行する町方制度が整は明治元年、熊石以南の和人地では名主、年寄、百姓代の村方三役が選ば

老の三郡をあわせた勇払外二郡部区戸長に任命されている。九月二十一日漁場持である山田文右衛門代人の植田甚蔵が勇払・千歳・白る。勇払地方は出稼漁民が多く、永住人が少なかったためやや遅れ、五年開拓使は、五年五月二十九日市在役人を廃止して戸長、副戸長を設置す

戸長は出張所の下部機関としての性格を持ち、開拓使の地方行政機構の

末端組織として機能することになる。

が就任している。十年七月十日には白老郡総代に勇払郡総代から小原惣次郎就任している。十年七月十日には白老郡総代に勇払郡総代から小原惣次郎が置かれている。勇払郡に総代が置かれたのは八年八月で、小原惣次郎が七年七月現在、勇払・千歳・白老の三郡を除く胆振国管内の各郡に総代

代に、さらに、十年七月十日に千歳郡総代になっている。 八年十月四日、千歳郵便局の仕事を担当していた石山専蔵が千歳郡副総

までに選定のうえ管轄庁へ届けさせることとした。 開拓使は 決算についての関与はなく、単なる戸長の事務補助者であった。 特殊な役割を果たしたのである(『苫小牧市史』上巻)。総代・副総代は予算・ 表者とはいえなかった。こうした不満を緩和するため、十一年六月五日、 未設置の郡においては戸長の代務者として、 れを開拓使が申し付けるというものであった。総代は千歳郡のように戸長 総代は戸長のような官選と違い、一部村民有志の選挙により選ばれ、こ 「総代人選挙法及総代人心得」 (開拓使達乙十九号)を制定、 明治初期の地方行政における 住民の代

びに決算を決めた。 る協議費、すなわち戸長役場が管理している公有財産の維持費の、 自治を容認する内容を持っていた。総代人はこれらの取り扱い事項に対す は大小区制のもと、 土木起工などに住民 公借共有物取扱土木起功規則」(太政官布告第一三○号)である。 この布達の元になっていたのが、九年十月に制定された「各区町村金穀 区長村における金穀 (総代) の参与を認めたもので、限られた範囲で住民 (金品) の公借や共用物の売買、 この規則 予算並

に次のように記されている。 一総代人選挙法及総代人心得」 の中で 「総代人選挙法」 について第一条

方、 町村毎二年齢二十年以上ノ男子ニシテ、管内二百円以上ノ地券ヲ有スル該 選挙人については、 ノ本籍ノ者二名ヲ選挙シテ、之ヲ町村総代人トナス 第三条に次のように記されている。

一同ヲシテ投票セシメ、其多数二依リ定メル者トス

町村総代ヲ選フハ該町村内本籍ニシテ、管内ニ不動産ヲ有スルニ十年以上ノ

八人ヨリ多カラス四人ヨリ少カラサルヲ以テ定員トスヘシ」との布達を開 る制度だった。 総代制度は村内の資産家など、 十三年七月、 東京から郡区総代人定数について、 ある一 定程度の有産者を村政に参加させ 「各郡区

> 清躬は郡区総代人の定員充足の困難さを次のとおり回答している。 拓使は受けた。これに関して実情報告を求められた石狩外十三郡郡長山

記

勇払郡内村総代人 現今壱員

但シ該郡ハ移民未夕僅少ナルカ為メ其人ヲ得難ク依而是迄壱員ノ村総

代アリ尚今壱員丈ケハ撰定シ得ルヤ見込

千歳郡内村総代人 現今壱員

但シ前同断

白老郡内村総代人

但シ該郡ハ但シ該郡ハ移民未タ僅少ナルノ為メ現今村総代人弐員ノ外

其人ヲ得難キ見込

法行レ難タシ 新冠郡ハ移民僅カ三戸ニシテ是迄村総代タルモノナシ 亦タ目今撰定之

スラ設ケラレス依テ目今総代人撰定ノ法実施スル能ハス 上川樺戸雨竜空知夕張五郡ハ未開之地ニシテ旧土人部落アルモ未タ村名

右ノ通リ

明治十三年八月十七日

石狩外十三郡々長

山崎清躬

八月、 制度化されるのはこの年の十二月である。また、この文書によると十三年 、長となった跡を継いだのは本間熊吉と考えられる(『増補』)。 この文書にある村総代人は、 千歳郡に総代人が一人いたとのことであるが、 郡総代人を指しているらしく、 元総代人石山専蔵 村総代人が

参考文献

通説編第 史編集所 第三巻 置 北海道における町村制度の形成 前における北海道自治制の特色について-府県における自治制との対比-」『北見 織と職員 吉田武三 式の問題_ 工業大学研究報告』 札幌市史』 伝 |の諸問題| 関秀志編『北海道の研究』 上卷 一九八八年 通説二 第二巻 『松浦武四郎』一九六七年/松浦武四郎研究会編『校注簡約松浦武四 一」『北海道立文書館研究紀要』 『新しい道史』二九号 卷 一九六八年 九七五年/ 一九七一年/ 九八九年 通史二 第二卷第五号 榎森進 同 『新北海道史』 『アイヌ民族の歴史』二〇〇七年 『北海道町村制度史の研究』一九八五年/ /大蔵省 一九九一年 『新北海道史』第七巻史料一 一九六九年/ 一・二」『新しい道史』 北海道道史編集所 一九七〇年/鈴江英一「開拓使の布達・施行 『開拓使事業報告附録 第三巻通説二 五 / 『恵庭市史』一九七九年) 第五号 一九八三年 一九九〇年/『新北海道史』 一九七一年/同 一九七一年/ 四三・四四号 /山田博司 布令類聚』上編 / 君尹彦 /清水昭典 「戦 「開拓使の組 『函館市史』 「開拓使設 『苫小牧市 「明治初期 北海道道 「新 郎

第二節 開拓使の移民政策

第一項 移民政策の展開

明治初期・北海道の人口構成

に進める上では、内地からの北海道移民の受入が不可欠だった。館・江差といった旧和人地に暮らしており、開拓使が北海道開拓を積極的採集生活を中心とする民族であった。また、和人の大半は道南の松前・箱世後期から粗放的な農業を営んでいたとはいえ、基本的には狩猟・漁撈・世後期から粗放的な農業を営んでいたとはいえ、基本的には狩猟・漁撈・油(一万二十二人であり、全体の一四・六哲を占めていた。アイヌ民族は近年の場合、全道人口は一一万一一九六人だったが、その内のアイヌ人口は年の場合、全道人口は一万一一九六人だったが、その内のアイヌ人口は年の場合、全道人口は一万一一九六人だったが、その内のアイヌ人口は年の場合、地方が、

移民問題とケプロンの提言

民」問題について次のように指摘している。田清隆次官に宛てた報告書(「ホラシ、ケプロン初期報文摘要」)の中で「移に採用されたアメリカ人のホーレス・ケプロンは、明治五年一月二日、黒れる壮大なプロジェクトを開始するが、新しく開拓使の「教師頭取兼顧問」を呼ば第一節で触れたように開拓使は明治五年から「開拓使十年計画」と呼ば

八八五年

同キヲ見レバ、決シテ稼穑ノ害ヲ為サゞルベシ。 (北海道は-引用者) 其気候清爽ニシテ (最良ナラザルモ)、聯邦ノ北部ニ

(開拓使 『開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文』)

食物の改良も不可欠であるという。を誘導する必要があるという点であろう。そして、寒地での開拓生活には彼らはなかなか寒地に移住することを望まないので、時間をかけて移住民カの開拓者のように精神的に「豪気ノ民」でなければならないこと、また、カの開拓者のように精神的に「豪気ノ民」でなければならないこと、また、コンデリーを表現のような寒地の開拓民として受け入れるには、アメリーにでケプロンが主張しようとしている点は、まず内地の温暖な気候に

下入ヲ本島ニ移住セシメ、防寒ノ方法ヲ親シク日本ノ移民ニ教ルニ如カザル肝人ヲ本島ニ移住セシメ、防寒ノ方法ヲ親シク日本ノ移民ニ教ルニ如カザル財や温和ノ地ヨリ本島ニ移住スル人民ノ慣習ヲ変ジ、食物ヲ改ルハ、必ズケプロンは同様の問題を「移住」問題の中で次のように述べている。

為ルベシ。 為ルベシ。 為ルベシ。 か、其土地ヲ守ルノ責ニ任ズル者ハ、何レノ地ヨリ来ルヲ論ゼズ、即チ是国 がキコトニアラザルナリ。蓋シ、政府ニ信実ナル人民ヲ得ンニハ、随意ニ移 がキコトニアラザルナリ。蓋シ、政府ニ信実ナル人民ヲ得ンニハ、随意ニ移 がキコトニアラザルナリ。蓋シ、政府ニ信実ナル人民ヲ得ンニハ、随意ニ移 がキコトニアラザルナリ。蓋シ、政府ニ信実ナル人民ヲ得ンニハ、随意ニ移

産を守るという強い信念が働いて、結果的に「国家ノ強兵」・「干城ノ士」国」(ロシア以外には想定できないが)があったとしても、彼らの私有財官らの意志と判断で移住した者こそが、仮に北海道への侵略を企てる「外である。そして、土地所有者になれるという個人的な利益を実現するため、ことと、寒地開拓に慣れた欧米人を指導者として招いてはどうかという点生活している住民を強制的に北海道に移住させるのは得策ではないというたケプロンがこの「移住」問題で強調していることは、「日本温和ノ地」に

という最良の防衛者になるだろうというものである。

開拓使の移民政策

というのは、 たが、 なかったのである。 領外に移住するという意識やそれを是とする精神的風土がそれほど存在 的原理である農民の土地緊縛政策が貫徹していた。 そのような移民を北海道に送り出す条件がそもそも存在していなかった。 開拓のように自由な移民が望ましいことは当然であるが、 な保護移民政策だった。 以上のようなケプロンの提言に対し、 維新政府・開拓使としてはやむを得ない選択であった。アメリカの 近世末期までの日本社会は封建制社会であり、 それはケプロンの提言とは全く相反するものだっ 開拓使が採用した移民政策は したがって、農民が藩 当時の日本には 封建制の基本 強力

識が即座に変わることは困難だった。

世談の特権的な地位を剥奪すると共に職業選択の自由や移動・居住の自由、主族の特権的な地位を剥奪すると共に職業選択の自由や移動・居住の自由を協力、で廃止した。「四民平等」のスローガンのもとに、明治維新の変革を経て成立した維新政府は、近代化を達成するために封

件が明治十年の西南戦争だった。
中が明治十年の西南戦争だった。
市に対する武力的反抗、いわゆる士族反乱が発生し、その最後で最大の事いう危機感があった。また、国内的には、特権を喪失した士族層の維新政で構太は言うに及ばす、北海道も侵略の危機に見舞われるかもしれないと一方で対外関係の面からいうと、維新政府にはロシアの南下政策によっ

ある。編『開拓使事業報告』第二編「勧農」の項の総説冒頭に次のような記述がにとした北海道への保護移民政策を開始した。十八年に発行された大蔵省がとした北海道への保護移民政策を開始した。十八年に発行された大蔵省

以

各其

恒

加 ヨリ

講究

地ヲ拓キ民ヲ移

ス」という

崩

拓

使の

政

、策を実現するに

は、

山

海

利

8

彼らに

「衣食住三者ヨリ日用凡百ノ具ニ至ルマテー

ことが必要である、

とい

つ

た意味である。

これは、

換言すれ モ欠所ナク」

ば保護移民政

L

支給する

という北海道の豊かな資源の存在を利用して移民を誘導するだけでなく、

さまざまな移民保護規則

の必要性を意味することになろう。

では、

開

拓使が実施した保護移民政策を移民規則

0)

面

から検討してみよ

木

明

治

年十

月、

開

拓使本庁は

「移民扶助規則」

を定め、

移民を

「募

年

表2-2 「移民扶助規則」に よる給与 移農夫 工自 募移農 商移 商移 貸

一扶日分助

金五両 掛小料屋 金 金 家 鍬 百 百 山刀 合 料 両

な 金

な 金 間

手当

就

貸

両 与

両

+

=

人別

手桶

布

分

二橋洗薄線

以上土

告』第2編より作成。

農 鐇 鎌 同 鋸 砥 具 鑢 莚 鍋 同 釜 椀 合 四 畳

Ŧi. 歳 以 Ŀ. 七 歳 以 上 歳 以 上 塩 銀 Ŧī. 噌 料

類 註 大蔵省編『開拓使事業報

を限度とし、 さまざまな給与を行った(表2-2)。 移農夫」・「自移農夫」・ 貸金は ○ヵ年賦であり、 「募移工商」・「自移工商 ただし、 募移農民には その扶助期間 0) 应 初年度 |者に区 一分し、 0 み穀物 は満三ヵ年 彼らに

·日用凡百ノ具ニ至ルマテーモ欠所ナク、 樹芸牧畜養蚕苟モ其風土ニ適スヘキモノハ皆内外諸国ノ良方ヲ取テ之ヲ 地ヲ拓キ民ヲ移スハ之ヲ導クニ山 テ移民規則渡航順序ノ法ヲ設ケ、 有志ノ徒争テ其境ニ入ルニ非ル 産アル者ヲ駆テ辺取冱寒ノ 域二移サント欲ル 航海ノ [海ノ ヨリハ、 利ヲ以シ、 ,便ヲ与ヘ米塩器具ノ必需ヲ給シ 移住者ヲシテ新邑ヲ視ル 気候温和 モ得ヘカラサルナリ、 之ニ与ルニ衣食 ノ地 ニ長シ農ニ商 桑梓 住 是 規則」 どになり、 を支給した。 どの種子を支給 締一人を置くと共に、 分を支給する制度を設け、 を定め、

は一 改正されたが、 定している。 すると共に、 開墾を積極的に奨励した。 して使役の者には永五○文を与えた。 十一 [難なため、 ているが、 雇 同じ明治 ヵ月分、 月 の女性には一日銀 の段階で開拓使は本庁・支庁を問わず何等かの移民保護規則 これらの移民規則は、 一年十一月、 それを買い上げるなどの措置を講じてい この規則による給与品は、 特に満三年間に限って一日の薪炭稼ぎ高に対して手当を支給 他 その基本的な方向は保護内容の削減だった。 0) 品 々は 開 **匁五分、** 日の割合で支給し、この他に居小屋で賄 同じく開拓使根室支庁も 拓使函館支庁は その後、 さらに、この根室地方は自 四歳以下 銀・玄米・味噌・ 「募移自移農夫規 時代の変化に応じて少しず 一〇歳までの男子で小使と 「移民給与規則」 . る。 このように、 塩であった。 則 給生 を設 を定 を制 活 仕 け 塩 7

則 による 厳 1 年八月には 恩ノ渥ニ狃レ自然怠慢ノ弊」 丰 まず札幌本庁の場合、 を 「募移農工 「移住農民給与更正規則」 其開墾地荒廃セサ た 「召募移 「召募移住者 商、 住 略則」 すなわち官募移民と「自移農夫」につい 五年に $\widehat{\mathfrak{P}_{\mathbf{i}}}$ ル為メ留守居 が見られるとしてその保護を減らした。 を設けた。 其旧里ニ在ル父母病気看護ノ為メ帰省スル 「移民扶助規則」 と改称し、 さらに七年七月、 を置くなどの外、 八月 の見直しを行 一日から施行した。 「移民扶 扶助 7 の条件を は、 助 同 仮 規 則

この二両の金額は米価で換算すると現在の

開発料として一

反当たり

金

両、

自移農民には

 \bigcirc

万八〇〇

Ŏ 円

 \bigcirc

両は

九万二〇〇〇円程度である。

翌

年十二

一月には その

上に

総

取

農家五戸を

一組として二五戸毎に長を置き、

翌年より三年間、

一人一日玄米七合五勺、

力

月

農業への勧誘を計画した。

移住農民給与更正規則」 の制定

移住農民給与更正規則

条 他ノ管内ヨリ自力移住ノ者、 寄留ヲ除クノ外仮屋作料トシテ毎戸金

拾円宛給与ノ事

第 条 移住ノ初年毎戸左ノ農具給与ノ事

挺 大一 小二 鎌 —挺 柴刈 草刈 Щ 刀

挺

挺 挺 鑢 枚 砥 箇

鋸

右修補等ハ自カ弁給ノ事

第三条 種物料トシテ毎戸金壱円五拾銭宛初年限リ給与ノ事

本人ノ望ニ仍リ現品ヲ交付スル等適宜タルヘキ事

第四 条 着籍ヨリ挙家一手ヲ以テ三ヶ年間開墾シタル土地ハ地価上納ニ及ハ

サル事、

但毎歳検地ノ上地券相渡シ私有地トシ其年ヨリ七年間除租

は

では、 円 る。 ており、 布達された「北海道地所規則」の諸規定に沿ったものである。 で開墾した土地は私有地として地券が交付され、その年から七年間除租さ るものの、農具と家具を支給されていたのが農具のみの支給となってい 料の扶助は廃止されている。 象は原則として他管内から転籍した た。 この その代わり、 下等地が五〇銭だった。この「更正規則」に定められているように、 道内の地所は一 「更正規則」に盛り込まれたこれらの保護内容は、 「更正規則」 その地価は、 「申奏録 初年度のみ種物料 (一)」明治七年~八年七月 を先の 人一〇万坪を限度として売却処分されることになっ 一〇〇〇坪当たり上等地が一円五〇銭、 「移民扶助規則」と比較してみると、 小屋掛け料は五円から一○円に増額されてい 一円五〇銭が支給され、 「自力移住」 『北海道立文書館史料集』第七 の農業移民に限られ、食 明治五年十月に 三年間に自力 「地所規則 中等地が 保護の対

> められるというのは意味のある保護政策だったといえる 一年間の期間限定とはいえ、 自力で開墾した土地がすべて私有地として認

年五月の ちだした。 た。 明治三年十月に「募移民規則」 種と家作料を与えた。しかし、 らためて移住農民を募集し、一五歳以上の男女に対して一人当たり農具七 漁場への地所割渡しを行い、永住者には「終身無税」、寄留・出稼ぎ者に 住を奨励し、 日露間の国境が未確定であり、 見直し、 年になって「移民給与規則」 六年十二月には永住農民出願者への扶助米も廃止された。 ハ開墾費」 民についても、開墾費を従来の一反歩一〇円から二円に減額した。さらに、 **|徒ニ開墾ノ多キヲ求メ、田間ノ仆木草根ヲ除カス播種疎漏荒蕪ニ等キ者** では、 このような開拓使の保護移民政策が最も強く推し進められたのが、当時 「三ケ年間無税、 開拓使の設置直後の二年九月から開拓使樺太支庁は人夫や農工民の移 同六年にも移民に給与する塩料の月割りを日割りに改めている。 本庁以外の他管内ではどのようであったのだろうか。 「樺太・千島交換条約」 を支給しない措置を講じることとした。また根室支庁では、 翌四年には、これまでの移民の成績が不十分であるとして、 さまざまな特典を与えた。たとえば、三年十月には畑並びに 収穫高ニ応シ其時価ノ二分五厘ヲ納付」する方針を打 中の玄米と塩の支給量をその年齢区分と共に その後徐々に移民保護の内容は薄められ を設けたが、 両国人民の によってロシア領となった。 「雑居の地」とされた樺太だっ 五年にこれを廃止し、 結局樺太は、 函館支庁は 川

開拓使による移民政策の特徴

る。 る国際的緊張関係の中で、 徴をもう一度まとめてみると、 以上、 日本の北方地域に対する幕末以来の帝政ロシアの南下政策に代表され 開拓使の実施した移民政策について簡単に触れてきたが、 維新政府は 徹底した保護移民政策を採用した点であ 「北門の鎖鑰」 となる北海道や樺太 その特

なった。 なった。 で開拓使設置直後には、極めて手厚い保護移民政策が採用されることに年の開拓使設置直後には、極めて手厚い保護移民政策という形しかあり得なかった。したがって、明治初条件を欠いたままで北海道・樺太への移民を可能とするためには、国家がた。その場合に、本州農村内部からの自生的な移民の送出という基本的なに移民を送り込み、「開拓」という既成事実をいち早く実現することを図っ

には 呼ばれるように原則として士族身分の者を対象に募集され、二十四年以降 る。 則」に基づく屯田兵制度であった。 とみるや、 にもみられたが、 治維新で失業した旧封建武士団、 しかし、 士族の集団移住は、 「平民屯田」に移行してゆく 開拓使の保護移民政策は次第に後退すると共に、 保護移民政策に投じた費用の割には必ずしも十分な効果がない その最も代表的なものは、 開拓使が明治二年から実施した分領支配政策の中 すなわち士族層に絞り込んでゆくのであ 初期の屯田兵は、 七年に制定された「屯田兵例 俗に「士族屯田」と その対象を明

なりの成果を挙げている。
れぞれ移住し、とりわけ開墾地の条件に恵まれた岩見沢村の場合にはそれ戸・六一一人が、根室県の釧路国釧路郡鳥取村に一○五戸・五二○人がそ村に二七七戸・一五○三人が、函館県の渡島国上磯郡木古内村に一○五村に二七七戸・十五年から十九年にかけて、札幌県の石狩国空知郡岩見沢が布達され、翌十七年から十九年にかけて、札幌県の石狩国空知郡岩見沢が布達され、翌十七年から十九年にかけて、札幌県の石狩国空知郡岩見沢が布達され、翌十七年から十九年にかけて、札幌県の石狩国空知郡岩見沢が布達され、翌十七年から十九年にかけて、札幌県の石狩国空知郡岩見沢が

第二項 札幌本道の建設

札幌本道の意義

故ニ、凡ソ行旅ノ通行、及ビ物品ノ運搬ハ、皆人馬ノ背上ニ依ラザルナク、札幌本道ヲ除クノ外、北海道ハ道路ナシト云フモ、決シテ誣言ニアラズ。

何ヲ以テカ、移住民ノ来往ヲ望ミ、物産ノ繁殖ヲ期スルコトヲ得ンヤ。トキニハ其運賃遠ク、売払代価ニ過グルモノアリ。果シテ、此ノ如クナラバ、他、日用品ノ運賃往々其元価ニ超へ、又農産物ヲ市場ニ輸出シテ、販売スル雨雪ノ時候ハ、一切通行運輸ヲ止ムルガ如キ不便アリ。是ヲ以テ、米塩、其

ある。 この意味は、 ように述べている。 積雪期には交通がストップして物流に重大な影響を及ぼし、農産物や日用 た『北海道三県巡視復命書』 品の輸送費が嵩むので移民の入植に大きな障害となっているということで く、旅行と物資の運搬は全て人馬に依拠していること、このため、 した太政官大書記官金子堅太郎が、 この史料は、 同様のことを、 十八年当時の北海道には札幌本道を除いて満足な道路がな 明治十八年七月から十月にかけて三県時代の北海道を巡視 金子はこの復命書の別冊、 (『新撰北海道史』第六巻所収) 帰京後に上司の伊藤博文参議に提出し 「道路開鑿」 の一節である。 の項で次 雨天や

レ即チ、 ヲ附シテ可ナルモノハ、 物産消流ノ路開クルニアラザレバ、 スベカラザルナリ。 業ヲ遅々タラシメバ、 其開拓シタルノ土地ハ、 アラザルヲ信ズ。 ヲ見ルコト能ハザルガ如シ。豈ニ長大息ノ至リナラズヤ。是レ皆開拓使以 ハ、 政ノ順序其末ヲ求メテ其本ヲ務メザルノ致ス所ニシテ、今日之ヲ如何トモ 開拓使以来今日ニ至ルマデ、前後十有七年、参千万円余ノ金額ヲ消費シテ、 理ノ正サニ賭易キ所ナリ。 開拓使第 抑モ、 猶ホ、 遺物タリ。 纔カニ函館、 僅々四千町歩余ニ過ギズ。 其本トハ何ゾヤ、 七十有余ノ年月ヲ重ヌルニアラザレバ、 其他ハ、 (中略) 開拓ノ事業終ニ能ク其効ヲ見ルベカラザ 札幌間、 北海道ニ於テ、其能ク道路ノ名義 道路ナシト云フモ、 物産消流ノ路ヲ開ク是レナリ。 四 一十六里ノ道路アルノミ。 此割合ヲ以テ、 決シテ過言ニ 開拓 其成効 ノ事

この意味は、開拓使・三県時代を通じて北海道開拓に三〇〇〇万円余り

張している。 的 るという。 経営セシ事業ヲ評スレバ、或ハ着手ノ順序ヲ失スルガ如キモノ」 説を手がかりに植民地を開発する順序を設定し、それをもとに「開拓使ガ 道三県巡視復命書』 疎かにしたためである。そして、 その最大の原因は、 の資金が投じられたが、 『な統治機構の廃止と「(北海道) 殖民ノ大業」を実現するためには、「三県・一局」と呼ばれる二重行政 札幌間、 その際に、 四十六里ノ道路」に過ぎないという。 の本文冒頭で金子は、 開拓使が 開墾された土地は四○○○町歩余りに過ぎない。 イギリスのコントやペインといった植民論者の言 「物産消流ノ路」を開くという基本的事業を 北海道で道路の名に値するのは「纔カニ 殖民局」の新設が必要であると強く主 北海道の最重要課題である「拓 そもそもこの が見られ 『北海

金子堅太郎の開拓使批判

賓館 施する事業であるが、 誣言ニアラズ」という点だった。そして第四に、植民地全域の測量・海岸 湾は多少整備されているものの、 測量・道路開鑿の三点は欧米各国の政府が植民地経営にあたり率先して実 ことであり、 示した地図の作製が全く行われず、第二に、 『酒製造工場を始めとする各種官営工場の建設は、 欧米政府が後回しにするような事業、 金子が厳しく批判する開拓使の失政的な事業とは、 鑑ミザ ・豊平館の建設や札幌農学校といった高等教育機関の新設、 jν 第三が、 モノト云フベキナリ」と厳しく批判する。 開拓使はこのような事業を先送りにしている。 先に引用した 「其他ハ、凡テ天然ニ抛任」されている 「北海道ハ道路ナシト云フモ、 例えば植民都市札幌での豪華な迎 函館・小樽・室蘭といった港 「最モ、 第一に全道の概観を 殖民地ノ急務 そして葡 決シテ むし

与えている「札幌本道」とはどのような道路であったのだろうか。金子のこのような開拓使事業に対する批判の中で、金子がただ一つ高い評価を

きたのである。 に移転したことから、札幌・東京間の連絡ルートを整備する必要が生じてた。こうした中で、開拓使本庁が東京から箱(函)館を経て明治四年札幌ないが、この時期の道路建設は札幌を中心とした一部地域に限られてい批判を受けるまでもなく、開拓使は道路の必要性に無関心だったわけでは

道、 に竣工した札幌・函館間の ある。これが、 して対岸の森に上陸、ここから再び陸路となって函館に至る道路 具体的には、 あるいは「北海道新道」 明治四年九月に開削を決定、 札幌から千歳・苫小牧を経て室蘭に到達し、 「札幌本道」・「函館本道」 と呼ばれる道路である。 五年三月に起工し、 もしくは 噴火湾を横断 六年六月 の開削で 札幌

工事請負人・平野弥十郎

事、 され、 テル 慶応三(一八六七)年には、 八五七)年には伊予松山藩の神奈川砲台新築工事に関係している。さらに には江戸湾防備の為に建設された品川台場の基礎工事を行 とはいえない。むしろ、札幌農学校の第一期生だった伊藤一隆の父親といっ 指の土木請負業者として高い地位を得るようになっていた。 の仕事に手を染めるようになった。やがて薩摩藩の江戸屋敷に出入りを許 父は雪駄仲買商の飯田半兵衛であった。 た方が分かりやすい。彼は文政六(一八二三)年、 人に平野弥十郎という人物がいる。 一の養子となり、 札幌本道の開削工事に当たって、 二年には東京・横浜間の鉄道建設で高輪付近の工事に参 館 土木請負人としての道を歩み始める。 の建設に関わっている。 江戸の芝田町に移転するが、この頃から次第に土木関係 日本で最初の外国人専用ホテルである築地 明治元 平野は一般にそれ程馴染みのある人物 現場で工事の指揮を行った関係者の一 (一八六八) 天保十四 例えば嘉永六(一八五三) (一八四三) 年には横浜港の埋立工 江戸の浅草に生まれ、 加し、 安政四 年に平野弥 年

とに平野の妻は猛烈に反対したが、 に燃えるものがあったらしい しての自負があり、 われて月給 大プロジェクトを前にして、五〇歳になったばかりの平野には内心大い 東京・横浜間の鉄道工事が進行中だった五年一月、 二五円で開拓使一二等出仕を拝命した。平野には土木技術者と 何の未練もなく開拓使に奉職する身となった。このこ (桑原真人・田中彰 函館・室蘭・札幌間の道路開削という 『平野弥十郎幕末・維新日 平野はその能力を買

札幌本道の開削工事

道

里余竣工、本年ノ事業ヲ了ル」ことになった。翌明治六年三月、 月寒村字輪厚までの測量を行い、 間が完成した。八月には「トカイモリ」(新室蘭) 拓使事業報告』 六月二十八日に竣工し、 請負人夫も順次引き揚げた。十一月に至り「室蘭ヨリ島松マテ新道二十八 は鷲別から白老を経て樽前方面に至る「開路」が完成、 量が開始された。三月十八日から実際の工事が始まり、 点として開拓使のお雇い外国人A・G・ワーフィールドの指導のもとに測)橋梁架設に着手し、五月には島松・札幌間の工事が再開された。そして 札幌本道の開削工事は明治五年三月九日、 第 編 のである。 「是ニ於テ函館ヨリ札幌ニ至ル新道全ク成ル」(『開 「開路モ島松迄ノ竣工亦近ニアルヲ以テ_ 函館郊外の亀田村一本木を起 から鷲別まで、 新室蘭から札幌郡 七月には函館・森 鷲別方面 九月に

であった。 ところで、 札幌本道の苫小牧から千歳を経て島松までの距離は次のよう

、勇振り川 千歳川 ビ、フト ビ、 ビ、ヨリ ビ、フトヨリ 勇ブリ川ヨリ 苫小マイヨリ **弐**里 三十丁 **弐**里 **弐里六丁**

> 伊佐利 漁 Ш 千歳ヨリ

島松プ 伊佐利ヨリ 壱里十丁

出ルヲ、 難工事の事例の一つに 苫小牧と千歳間の距離は短縮されたのである。 弥十郎幕末・維新日記』)ということになった。勇払を経由しない分だけ、 なお、 全体の工事事情を次のように記している。 今度山道ヲ切開キ勇振リ川へ出ル故、 苫小牧 千歳間の距離は、 「美々の水沼埋立、島松の石坂等」を上げ、 「従前旧道 平野は、 三里四丁近シ」 ハ是ヨリ勇払へ行キ千歳へ 札幌本道における (前掲『平

所に有らず 悉皆駄送に付、 幕を張り起き臥し、又は熊笹よもぎを以て小屋を掛け是に臥し、 衣類を浸たし、 且此新道切開きに付てハ、素より人家稀なる辺地故に、上下一 又は飲水に窮して汚水を呑みたる事も屡々有て、 其不便不自由を極めたる未開の時の情実は、迚も後人の知る 般多くは天 諸品糧米共 雨水に夜具

間 県などから募集した人夫が労働に従事したが、「冬季ハ積雪野業ニ堪ヘサ 果たした。なお、この道路工事は開拓使の直轄事業として行われ、 めにトラブルが多発した。土木請負人としての実績がある平野はそのたび 告している。 ルヲ以テ雇期限ヲ九月限トシ、 に両者間の調整能力を発揮し、 精算を命ぜられ、 この工事の過程では、外国人技術者と日本側との意思疎通が不十分なた 労働だった(『開拓使事業報告』 二年間の総経費が一一〇万六二八七円七八銭一厘と報 工事の円滑な進行役としての役割を見事に 就業時間午前八時ヨリ午後四時ニ至ル八時 第二編)。工事の完成後、 平野は工事費 鹿児島

札幌本道と千歳

平野らが工事に携わった札幌本道は、 函館間の重要な幹線道路としての役割を果たしている。では、 今日では国道36号及び5号として

本道の開通は千歳地方の発展にどのような影響を与えたのだろうか。

平洋ノ海岸ニ沿テ東北勇払川ノ口ニ至リ、 行った。 フィールドは黒田次官の指令によって同年来道し、 また、ケプロンの部下として四年七月に来日した土木技師A・G・ワー ニ向ヒ札幌ニ達スル」ルートと述べている ト室蘭トノ間ニ一路ヲ開クハ、最大要件タルコト明瞭ナリ」と述べている。 最良港」である室蘭との間に連絡道路を建設すべきことを提唱し、 文で、 開拓使顧問のホーレス・ケプロンは、明治五年一月二日の黒田次官宛「報 そして、 北海道の 「室蘭港ヨリ札幌ニ至ル路筋ノ大略」 「首府」となるべき札幌と「函館港ヲ除クノ外、 此ヨリ転ジテ地方ニ入リ概ネ西 (『開拓使顧問ホラシ・ケプロン報 函館・札幌間の調査を は 「室蘭港ヨリ太 皇国、 「首府

になった。 札幌・函館間の道路開削予定地のうち、札幌・室蘭間のルートについて 札幌・函館間の道路開削予定地のうち、札幌・室蘭間のルートについて 大の平坦な鷲別・白老・苫小牧・千歳を経て札幌に至る路線であるとして 形の平坦な鷲別・白老・苫小牧・千歳を経て札幌に至る路線であるとして 形の平坦な鷲別・白老・苫小牧・千歳を経て札幌に至る山間部横断案(本願 は、室蘭から有珠・喜茂別・定山渓を経て札幌に至る山間部横断案(本願 は、室蘭間のルートについて

が、その中に次のような一節がある。の細川権中主典に対し千歳郡駅逓への補助金に関する願書を提出している、六年一月、開拓使千歳出張所詰の藤田武三使掌は、開拓使勇払出張所詰

会所等ニ於テモ手狭ニ而休泊或ハ人馬継立等不行届之儀も有之趣甚以不耐遺旧両道相開往来之人民増自ラ輻輳之姿勢ヲ顕スト雖モ、是迄罷弊之土地ニ而合モ不差置候程ニ通行モ自然稀薄ニ有之候処、追々諸道隆ナルニ随而当今新得御意候然者当郡駅逓之儀ニ付兼而御評議有之候通、元来小郡ト云近頃迄詰

『市史』)

年一 が、 逓に対する補助金が必要であるというものである。 果たされていないのは残念である。このような状況を改めるには、この駅 る。 る傾向にあり、 近までは詰合も配置されないほど交通量も「自然稀薄」 要するに千歳郡の駅逓は、もともと「小郡ト云」うハンディもあって最 月二十九日に細川権中主典から岩村通俊大判官宛てに送付されている しかし、 そこにも次のように記されている。 今日では札幌本道の開通などの影響もあって交通量が増大す 休泊所が手狭になることも予期され、 この願書の趣旨は、 駅逓の機能が十分に の状態が続 いてい 同

れらの要請に対し、千歳郡駅逓取扱人の山田文右衛門に対する不信感略) (『市史』)路道輻輳之土地、何分只今迄之姿ニ而ハ 此後共振作興起之見込無御座、(下財道輻輳之土地、何分只今迄之姿ニ而ハ 此後共振作興起之見込無御座、(下) 札幌本庁咽喉之地 殊ニ新御開路已来往来陸続駅場止宿所も随而煩炊

れ、このことが千歳地方をより活性化させたのである。れらの文面からは、札幌本道の開通した効果が上がっていることが窺わもあって、開拓使本庁からは何等の指示も無かったという。とはいえ、ここれらの要請に対し、千歳郡駅逓取扱人の山田文右衛門に対する不信感

参考文献

三年に復刻) 開拓使 海道民のなりたち』北の生活文庫第一巻 蔵省編『開拓使事業報告』第二編 人 ・ 田 中 彰編 史料二)一八七九年/金子堅太郎 『開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文』 一八八五年/ 『平野弥十郎幕末・維新日記』二〇〇〇年 『北海道立文書館史料集』 (大蔵省、 『北海道三県巡視復命書』 北海道 北海道出版企画センターより一九八 (北海道庁 九九五年 第七 『新撰北海道史』 / 関秀志 (同) 一八八五年/大 九九二 ·桑原真人 第六巻

開拓使の廃止

第三 節 三県の設置と千歳

第一 項 開 拓使 の廃止と三県の分置

述べている。 開拓長官を兼務することになった。 ニ付、 二月二十八日、 手順に関する 拓長官の地位を免ぜられて内閣顧問となり、 を調査して報告するように指示した。翌十五年一月十一日、 委任シ十ケ年間別途ニ定額金ヲ支出シ来リ候処、 開拓長官の意図は実現せず、 周辺では大きな動きが続いた。その前兆は、前年の十四年七月に起きた開 十年計画が満期をむかえる年であった。 拓使官有物払い下げ事件とそれが発展した明治十四年の政変にもみられた 明治十五年に入って、それまで「黒田王国」の観を呈していた開拓使の 何よりもまずこの明治十四年度は、 同年限リ廃使置県ノ処分相当ニ可及候条 「開拓長官建議」を提出しているが、その冒頭で次のように 太政官は開拓使に対し「(これまで) 北海道開拓ノ事務ヲ 開拓使の廃止は既定路線となった。 同月、 開拓使の存続を希望した黒田清隆 五年一月からスタートした開拓使 西郷長官は廃使置県の具体的な 参議兼農商務卿の西郷従道が (中略)将来置県ノ方法 来ル十五年ニ至リ満期候 黒田清隆は開 十四年十

セズ。若シ強テ之ヲ行ントセバ、 務ヲ挙ゲ、 治ヲ新設スルニ際シ、 往古、 蝦夷曠漠蒼芥ノ地、 尽ク変ジテ諸県同 従前諸省対等ノ事権ヲ有セル開拓使ニ於テ管治セシ事 国ヲ建テ郡ヲ画シテヨリ僅ニ十有余年。 一ノ制ニ帰セシメントスルハ、固ヨリ時宜ニ適 十余年間事業経営ノ効、 終二皆水泡二属七 今又県

この意味は、 未開の地である蝦夷地に国郡を置いてわずか十年弱である 「開拓長官建議」『新撰北海道史』第六巻 史料二

> という状況になるとして、三県分置に対し否定的な姿勢を示している。 時の開拓使内部にはこのような意見が支配的だったのである。 開拓使がこれまで十年以上かけて行ってきた事業が「皆水泡ニ属セントス」 今また開拓使廃止後の北海道に「諸県同一ノ制」 を適用するならば、

函館県・札幌県・根室県の設置

札幌・ 在地と管轄区域は次のとおりである。 明治十五年二月八日、太政官布告第八号を以て開拓使は廃止され 根室の三県が設置された。二月二十八日に布告された三県の県庁所 函館

函館県

県庁位置 渡島国亀田 部函館

渡島国 円

後志国の内八郡 (磯谷郡、 歌 棄郡、 寿都郡、 太櫓郡、 瀬 棚 郡

奥尻郡、

島牧郡)

札幌県

県庁位置 石狩国札幌郡札幌

管轄 石狩国、 日高国、 十勝国、 天塩国

後志国の内九郡 (小樽郡、 高島郡、 円 余市郡、 美国郡、 積 丹

郡

郡、 忍路郡、 岩内郡、 古平郡

胆 振国の内七郡 (虻田郡、 有珠郡、 室蘭郡、 幌別郡、 勇払 郡 Á

郡 千歳郡

北見国の内四郡 (宗谷郡、 枝幸郡、 利尻郡、

根室県

県庁位置 根室国根室郡根室

管轄 根室国、 釧路国、 千島国 円

北見国の内四郡 (紋別郡、 常呂郡、 網走郡、 斜里郡

だった。翌十六年一月に新設された農商務省北海道事業管理局長にも、 任している。 じく鹿児島藩出身で元開拓大書記官を経て農商務大書記官の安田定則が就 根室県令に任命されたが、 く開拓大書記官の時任為基が函館県令に、そして開拓少書記官湯地定基が しており、 また、三県の県令には、開拓大書記官の調所広丈が札幌県令に、 館・札幌の両県は三月十六日に、 開拓使時代の黒田王国は三県時代においても健在だった。 このような点からみて、 彼等は何れも鹿児島藩出身で黒田長官の部 開拓使と三県の幹部は人脈的に連続 根室県は四月一日にそれぞれ開庁し 同じ 同

第二項 札幌県と千歳郡

札幌県の行政機構

学務 准奏任兼一等書記官) 藤秀顕 が置かれている(『新札幌市史』 十七年になって租税課は収税課と改称し、 が 札幌県幹部は、 丁目八番地の旧開拓使仮本庁に仮設し、三月十六日に開庁した。 /庶務 先に触れたように明治十五年二月八日を以て開拓使は廃止され、 (二係)・衛生 函館・根室の三県が置かれたが、 (七係)・勧業 (元開拓少書記官)、 県令に調所広丈 (元開拓大書記官)、 (二係) (六係)・会計 (四係)・租税 (二係)・土木 (二係)・ が任命された。開庁時の機構は、 の七課二五係に分かれていた。この内、 札幌県警務部長に辰野宗城 第二巻 通説二)。 札幌県は県庁を札幌区南 勧業課の二係を分離して地理課 札幌県大書記官に佐 上局 (元開拓使御用掛 (のち本局 開庁時 一条 西三 新たに 明治

山林 さらに各課の状況をみると、 ただし、 博物 厚田・余市・岩内・ 札幌・小樽・高島・夕張・空知・樺戸 報告の六係が置かれていたが、 有珠・ 例えば勧業課の場合は農務・商務 浦河・留萌の六派出所が置かれてい 山林係はその担当区域が広大 雨竜・ 川 一千歳 地理

> 勇払・白老の一一郡は山 林係の直轄であった(『札幌県勧業課第一

内は郡役所の所在地である に郡区役所が開設された。 ると次の通りとなるが、 翌十二年七月に従来の大小区制を廃止して郡区役所を設置し、十三年三月 なわち明治十一年に公布された 組織は開拓使時代に設置された郡役所と戸長役場がそのまま存続した。 長役場位置ノ義、 札幌県の設置にあたって、 総テ開拓使制定ノ通」と達しているように、 、札幌区役所は札幌区と札幌郡を管轄している。() いま、 (『新北海道史』第三巻、 同県が「郡 「郡区町村編成法」に基づいて、 札幌県の発足時における郡区役所を掲げ (区) 町村編成并ニ郡 通説二)。 (区) 役所 その下部 開拓使は す

札幌区役所 (札幌)

石狩・厚田・浜益・上川 ・樺戸・雨竜・ 空知・夕張郡役所

小樽・ 高島・忍路・余市郡役所

古平・ 美国・積丹郡役所

岩内・ 古宇郡役所 (岩内)

室蘭 虻田 ・有珠・幌別郡役所 (室蘭

勇払・白老・千歳・沙流・新冠・静内郡役所 (苫小牧)

浦河・三石・ 様似・幌泉・広尾・当縁・十 勝 中川・ 河 西 河東: Ŀ. Ш

(浦河

増毛・ 留萌・苫前・天塩・中川 川郡役所 (増毛)

宗谷・枝幸・利尻・礼文郡役所 (宗谷)

新開五郡とを分離した。そして、 管轄が広大すぎることから、 すなわち札幌区のみとなって札幌郡が外れた。 なって明治十七年四月に改編された。まず札幌区役所の管轄は札幌市街 これらの郡役所の管轄区域は、 海産中心の石狩・ 前者の三郡は石狩郡役所 その後の開拓 また石狩外七郡役所はその 厚田・ の進行と人口の急増にとも 浜益の三郡と内陸 (石狩外 二郡役

所 ・空知・夕張 が管轄 、・雨竜 札幌に新たな郡役所 上川の六郡を管轄することとした (札幌外五郡役所)を置 て札幌

田中不二麿の復命書

見国 ている。 県を巡視しているが、 章程ハ開拓使ノ定ムル所ニシテ其処務順序ハ各戸長ノ便宜ニ任ス」。 現今郡区長八人ニシテ内二名ハ他ノ郡長ヲ兼勤ス、郡区書記総数五十名、 所ニシテ其条項ハ一般ノ法律ニ従フ、 各郡区役所三名乃至六七名ヲ置ク、戸長ハ一郡又ハ数郡ニ一名ヲ置ク、 ムル所ニ任ス、 :を一区・九郡役所及び六一の戸長役場を置いて、 明 四〇人の県民を統治している。「郡区長ノ職制章程ハ開拓使ノ定ムル の四郡を管轄しているが、県内には四九郡・四 治十六年に参事院副議長の田中不二 同県は、 郡役所ハ数郡ヲ兼管シ其広キハ一国以上ニ及フモノアリ、 石狩国・日高国・十勝国・天塩国及び後志国の九郡、 札幌県の 「県治」 郡区役所ノ処務規程ハ各郡区便宜定 概況については次のように記され 一麿が札幌県を始めとする北海道 一万三七二八戸・六万 二〇町村があって、 そ 其 北

県ハ県会町村会ヲ設置セス、 スル者トス」とある(我部政男編 ヲ公選ス、其職トスル所ハ金穀公借共有物土木起工ノ事ヲ以テ本務トスト かなか開設されず、 議スル者トシ、 モ漸次議事ノ条項ヲ増シ、 | ル事項ヲ評決セシム、総代人ハ一郡区四人乃至八人トシ郡区内本籍ノ者 このように、 十九年に三県が廃止されて北海道庁が設置された後も北海道会は ?村会が設置されておらず、 住民の意見を代弁する立場の 定期或ハ臨時ニ集会ヲ開キ議案ハ郡区長又ハ戸長ヨリ発 北海道の三県では本州の府県及び各町村と比較して県 それが実現するのは三十四年のことだった 明治十一年以来総代人ヲ設ケ町村ノ公共ニ関 今日ニ至テハ協議費賦課方法並ニ公共ノ事件 『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』上 この点では 「総代人ノ状況」 「植民地的 については、 状況だったとい 本

勇払外五郡役所と千歳郡

樺

増加した。 記として十三等 三名の計八名で事務を執行した。 が、 郡役所は六科・ の二科が増設され、 の設置目的に対して必ずしも十分な機能を発揮しているとはいえなかった 千歳沙流新冠静内郡長」に改めて任命された。 ていた服部尚春(青森県士族) テ其儘事務可取扱事」という達により、 明治十七年になると、 下に庶務科、 指導もあって勇払外五郡役所の事務分掌が明確になった。 治十五年 千歳郡は、苫小牧に置かれた勇払外五郡役所の管轄下にあった。そして、 (石川県士族) 札幌県の設置以降は次第に整えられていった。 (田成之 (新潟県平民)、同 一月九日の 租税科、 一員・六戸長役場の体制となり、 斎藤皓 が在職していた(『札幌県職員録』明治十六年一月六日調)。 丈量員 「今般廃使置県之儀公達相成候処、 出納科、 同郡役所には従来の四科に加えて学務科と勧業科 (札幌県平民)、 (測量技師) が、同年三月八日付けで「札幌県勇払白老 十六年一月の時点では、 戸籍科の四科を置き、 三善歩 十五等 一名が追加された。これによって 十四年 (札幌県士族)、十六等 開拓使時代の郡役所は、 一月以来同郡長に任 人員も郡長以下一三名に 菅野義実(札幌県平 同年三月には、 郡書記四名と郡 服部の 判任官以下ハ総 すなわち郡長 部下は 三橋直 札幌県 一命され 良、 そ

0)

昌 同

郡各村戸長役場は勇払郡内 という反対の意見を具申した。 うした実態を考えれば勇払郡各村戸長役場の廃止は経費の節減にならない る全道郡区長の意見を求めた。これに対して服部郡長は、二月二十八日に 役場はすべて廃止され、 、長役場を廃止して郡役所の直轄とする方法もあるが、苫小牧にある勇払 ところで十七年、 札幌県は郡役所所在地における戸長役場の業務に関 郡役所で業務を取り扱うことになった 一六ヵ村戸長役場の事務整理を行っており、 しかし、 同年六月三十日付けで同郡の戸長 (『苫小牧市 ح

管轄に移された。 国全体を行政区域とすることになった。また、 となるが、二十二年一月二十九日に廃止され、 三郡役所に移されて室蘭外五郡役所となった。 が行われていた。 上 勇払郡役所は勇払・白老・千歳の三郡のみを管轄する勇払外二郡役所 ・静内の日高地方三郡は浦河外十郡役所に管轄替えとなった。 なお、 その後、 白老郡と千歳郡にはそれぞれ戸長が置 明治二十年六月、勇払外五郡役所の内で沙流 千歳郡は札幌外五郡役所の 勇払・白老の両郡は室蘭外 これにより同郡役所は胆振 かれ、 地 この結 方行 政

開拓使事業の分割

陸軍省 屯田兵事務

大蔵省 開拓使物産取扱所、北海道準備米、漁業及び昆布採取資本金貸与

に関する事務

司法省 裁判事務

工部省 札幌工業課の管理諸工場、幌内・岩内両煤田、幌内鉄道、電信事

務

幌農学校、札幌陸運改良・船舶関係事務、紋瞥製糖所など農商務省が殖民事務、山林事務、諸工場、牧場・試験場・農園・博物場、札

宮内省 東京農業試験場

東京府 開拓使東京出張所と附属地

このうち、大蔵省の準備米・漁業資金貸与事務、農商務省の殖民・山:

整が不十分なために事業の停滞を招く結果となったからである。 事務については三県に委託された。このようにして、開拓使時代には一元 事務については三県に委託された。このようにして、開拓使時代には一元 事務については三県に委託された。このようにして、開拓使時代には一元

道、 改善するため新たに管理局の設置や予算の増額など三点を具申した。 属して以来、 る。すなわち旧開拓使の工場・牧場などの諸事業が農商務省と工部省に分 名で提出された「北海道諸事業維持方法建議」 次いで巡視しているが、翌十六年一月九日に西郷・山田・佐々木の三卿連 明治十五年六月から九月にかけて、 会計検査院長岩村通俊、 いずれも事業の停滞を招いているとして、このような状況 内務卿山田顕義らが三県体制下の北海道を相 工部卿佐々木高行、 は、 この点を問題にしてい 農商務卿 西 従

農商務省北海道事業管理局の設置

制の成立である。 制の成立である。 制の成立である。 制の成立である。 は旧開拓使官吏が多く含まれていた。いわゆる三県一局体が、幹部職員には前述したように元開拓大書記官の安田定則が就任したた。初代局長には前述したように元開拓大書記官の安田定則が就任したた。初代局長には前述したように元開拓大書記官の安田定則が就任した。初代局長には前述したように、新たに農商務省北海道事業管理局を設置した。 により、新たに農商務省北海道事業管理局を設置した。

務所、札幌農学校が、函館郊外の七重と根室にはそれぞれ七重農工事務所に札幌農業事務所、札幌工業事務所、炭礦鉄道事務所の三事務所と屯田事管理局の機構は、本局に整査・会計・物産・庶務の四課が置かれ、札幌

製粉所、 工業事務所の下には、 内牧牛場、 と根室農工事務所が、そして紋瞥には紋瞥製糖所が置かれていた。 札幌農業事務所の下には、 札幌味噌醬油所、 札幌木工場、 札幌葎草園、 札幌鉄工場、 札幌工事試験場、 石狩美々鑵詰所、 札幌桑園及び蚕室、 札幌育種場、 厚別器械所などがあった。 札幌葡萄園及醸造所、 札幌製網所、 札幌博物場、 新冠牧馬場があり、 札幌紡織場 札幌綿羊場 札幌麦酒 また札幌 設立時

二)の中で次のように述べているのはあまりにも有名だろう。した金子堅太郎が「北海道三県巡視復命書」(『新撰北海道史』第六巻、史料これら管理局の管轄下にある官営事業の実態は、十八年に北海道を巡視

章で触れる美々鑵詰所の実態はそうではなかった。 ついては「北海道適当ノ事業」と評価されている。 この金子の復命書では、 其他、 紋瞥製糖、 起スコト能ハザルトニ原因スルモノナリ。 主管者ノ多キト、 管理局ノ事業ハ、方今営業主義ヲ以テ、之ヲ経営スルニモ拘ハラズ、 凡テ官衙ニ要スル、煩雑ナル手続ヲ経由スルニ非ザレバ、一事一業ヲ 決シテ其費用ヲ償フニ足ラズ。其故何ゾヤ、 札幌製粉、 管理方法ノ、 製網、 開拓使によって始められた鑵詰製造事業一般に 麦酒製造、 其当ヲ得ザルト、 鑵詰等ハ固ニ北海道適当ノ事業ナリ。 然レドモ、 且ツ、 しかし、 札幌炭礦、 顧フニ、 物品買上帳簿調製、 少なくとも次 高給ヲ與フル 鉄道事業、 其収

札幌県の移民事情

いて、田中不二麿の復命書は次のように指摘している。 開拓時代末期から三県時代初期にかけての札幌県の移住・開墾事情につ

人ノ数ヲ見ルニ是亦逐年多キヲ加フヘシ、客年七月ヨリ本年五月迄百九十二セス、其総数ヲ知ルニ由ナシト雖モ前年ニ比スレハ多少ノ増加アリ、又移住四千七百五十四町余、十四年ハ五千百十三町余、十五年ハ未全管ノ調査ヲ了開墾ハ年々増加スルノ景況アリ、其反別十二年ハ四千二百町余、十三年ハ

間 直二其事業ニ着手スルニ非レハ産ヲ得難キヲ以テ、 テ糊口ニ迫リ公私ノ救助ヲ仰クニ至レリ、 リテハ産ヲ破リ業ヲ棄テ他ニ移転スルノ困難ニ陥ル者アリ、 穫亦尠カラス、 専開墾ニ従事スルニ非スンハ其好結果ヲ得ルコト能ハス、 務トス、然レトモ移住拓地ノ事タル素ト容易ノ事業ニ非ス、故ニ其忍耐 月寒等ニ移住セシ者ノ如キハ全ク一二ノ浮説ヲ妄信シ、軽率ニ移住セシヲ以 キ一昨十四年始テ此地ニ来リ、僅ニーケ年間ニシテ開墾スル所二十六町其収 札幌区内各村、 ^ 移住人ハ其成蹟最著ク、又近年移住セシ者ノ中札幌区山口村ノ移住人ノ如 !衣食ノ余裕アル者ニシテ、 五百六十九人ナリ、蓋地ヲ拓クハ農民ノ多少ニ由ル故ニ移民ノ事ヲ以 ニ通報シ将来軽挙ナカラシメンコトヲ照会シタリ、 皆其忍耐ニ依ラスンハアラス、 石狩郡当別村、 三月ヨリ九月迄ノ間季節恰当ノ時ニ於テ移住シ 静内郡下方目名遠払ノ各村、 元来本地方ニ移住スル者ハー 然ルニ若シ之ニ反スル者 本県ハ嚢ニ其事状ヲ他 即有珠郡紋鼈村、 近年札幌区篠路 余市郡仁木村等 両年

た。 県移住民の中には、ここで問題とされているような「軽率ニ移住セシヲ以 行 達成することは困難なことを指摘している。 テ糊口ニ迫リ公私ノ救助ヲ仰ク」 田 この点について、 に掲載された「移住民情況」 中の復命書は、 北海道移民にはそもそも一定の資力がなければ開 『札幌県報』第三八号 事態を招く移民がいたことも事実であ では次のように記されている。 だが、 (明治十八年七月二十八日 北海道の情報に疎 発をを い府

二乞フモノ有ルヲ見ルニ至ル、或ハ地所ヲ選定シ之レカ割渡ヲ請求セスシテノ充分ナラサルカ為メ着后非常ノ困難ヲ極メ、市井ニ彷徨シテ哀ヲ人ノ門戸ルカ放敷往々目的齟齬シ、或ハ種々ノ障碍ヲ受ケ之レヲ維持スルニモ又資力ルカ放敷往々目的齟齬シ、或ハ種々ノ障碍ヲ受ケ之レヲ維持スルニモ又資力ルカ放敷往々目的可以テ移住シ、本県之レカ例規ニ照シ假家作料種物料拾五県ヨリ農業ノ目的ヲ以テ移住シ、本県之レカ例規ニ照シ假家作料種物料治工具ヨリ農業ノ目的ヲ以テ移住シ、本県之レカ割渡ヲ請求セスシテリを制造を関係を表している。

山口団体の入植経過第三項 山口団体の入植

ナカラス、直二人ノ小作人トナリ、或ハ各地ニ出稼ヲ為シ以テ僅カニ其口ヲ糊スル者少

あった。十六年一月から六月までの移民には「移住農民給与更正規則」 治二年制定の た者はあわせて一九五戸に達している。この場合の に移住し、「成規ニ照シ假家作料種物料及農具并ニ其代価」の支給を受け に官費保護または私費によって山口県外一○県から農業目的で札幌外五郡 十六年度の ・付し、同年七月以降の移民には「北海道転籍移住者手続」(明治十六年 また、『札幌県報』 の規定により補助金を給与したが、 「移住民情況」 「移民扶助規則」を七年に改正したもの)に基づいて現品を 第五八号 が次のように記されている。 (明治十八年九月十二日発行) これら移住者の実態は次の 「成規」 すなわち同年度中 は二本立てで には、 明治 領

依り稍々家計ヲ凌キ以テ開墾ニ従事スルコトヲ得タリ 移住セシ者ト一般移着ノ当時頗ル困難 コトヲ得タリ、 テニ戸数三拾一戸ノ合段別拾壱町壱反歩余ヲ墾成シ、多少ノ雑穀ヲ収穫スル 廣島県移民ノ如キアリ 遂二諸方へ出稼ヲ為シ、 ノ薄弱ナルコト前移住者ト異ナル無キモ、 事業ノ如キ或ハ移住計画其宜ヲ失ヒ、着後目的頓ニ齟齬シ嚢裡又余資ナク 該移住者ハ廣嶋県移民ヲ以テ最大多数トシ山口県之レニ亜ク、 又山口村へ移住セル山口、 (中略) 以テ漸ク糊口ヲ凌キ来耜ヲ把ルノ暇ナキモノ平岸村 又千歳村へ移住セル山口県移民ノ如キモ資産 ノ有様ナリシモ、 唯夕期節ノ宜シキニ依リ該年末マ 廣島両県移民ノ如キモ、 爾後給与金ノ下付ニ 而シテ其開 岩内郡へ

(「移住民情況」『札幌県報』第五八号)

の千歳村における最初の団体移民であり、明治十七年五月に同県玖珂郡のここで言及されている「千歳村へ移住セル山口県移民」が、札幌県時代

農民三一戸・一四〇人が移住した。

民俗」)。 る。 移民の入植により、 出身者も含まれていた 農民の場合も玖珂郡出身者が多く、 戸に達し、当初は士族が中心だったが、十七年以降は農民が主流となった。 珂郡から札幌地方への士族の集団移住を計画したのが発端である。 旧岩国藩士族の宮崎源治右衛門らが士族授産政策の一環として、 この時期における山口県民の北海道移住は、 玖珂郡から山口村への移住者は、 十五年に下手稲村を分割して山口村が新設されてい (北海道みんぞく研究会 次いで同郡に隣接した広島県佐伯郡の 十四年から十九年までの間で一四八 「札幌市手稲山口地区の社会と 開拓使時代末期の 郷里の玖 Щ 应 口県

らが移民団のリーダーだった。 する 翰 頃北海道へ渡航せし玖珂郡の長野某、 その詳しい入植経過が紹介されている。 『防長新聞』に「北海道来状」と題する記事が掲載されている。 明治十七年の移住については、 の一節で、 「長野某」は長岡源次兵衛、 書翰そのものは同年七月二十八日付けである。ここに登場 当時山口県で発行された 「竹山某」は竹山喜左衛門のことで、 竹山某より当地の何某へ寄送せし書 すなわち、 同年八月十二日付けの 『防長新聞』 これは、 彼 に

た開墾予定地は胆振国千歳郡千歳村の二〇〇万坪の土地であり、既に札幌到着した。同港には先着の竹山喜左衛門が待機していたが、竹山の出願し館港に到着した。翌十八日に函館を出発、十九日の午前十一時に小樽港に発した移民団一行は、途中神戸・横浜を経て、五月十七日午前十一時に函え。十七年五月八日午前四時に共同運輸会社所属の小菅丸で岩国新港を出この記事によると、最初は全員が千歳村に移住する計画だったようであ

八戸、 ニ付不向ナルモ小樽へ五里、 ことになったのである。 之好ニ任セ、 之所モ有之、彼是ニテ上手稲村山口村へ移住致度者モ多数有之ニ付本人等 国方之者迎ニ出、 県の許可を得ていた。 宿駅ニ徳川家ヨリ建築之大家アリ、是ヲ暫時借宅仕一先種物ヲマキ付仕 歳村送籍人三十壱戸人員百四十人、千歳川ヲ挟ミテ川西側竹山喜左エ門外 るために移住民の多くは遠距離の移動を嫌った。その上 種物ハ農商務省種育所其外近傍之農家ヨリ取寄夫々植附仕候」という 川東側長岡源次兵衛外弐拾壱戸、 山口村総代人等ニ示談之上手続仕置候也、 色々申二付此処二止リ度者多分有之、 しかし、 銭箱へ壱里、 小樽から千歳村までの距離は一九里半もあ 五月二十五日マテニ落着、 札幌二六里ニテ日雇稼ノ者辨利 山口村 彌農業一途之者千 「夫々山口村ヨリ ハ農業一途 千歳村

たのは三一戸・一四〇人であった。現金収入の可能性がある山口村を選んだのである。結局、千歳村に移住しれていたが、移民の大半は小樽や銭函・札幌に比較的近く、日雇いによるこの記事で指摘されているように、千歳村の方が農業には相応しいとさ

山口団体の開墾状況

イカ、ナスビ、クワイ其外北海道之土地産物段々植付仕候処、生立美事ニー 大豆、小豆、キビ、粟、ジャガタライモ、ゴマ、アサ山ノイモ、瓜、ス口団体が移住して約二ヵ月後の開墾・営農状況は次のようであった。

蕎麦ハ凡戸別平均弐反余ハ植付仕候

、移住民モ大ニ安心仕候

- 大根ハ戸別三畝余ハ植付仕候
- 之内俵ニ相成申候、明年ヨリ戸別養蚕之覚悟ニ御座候 一 養蚕ハ竹山喜左エ門必見ニ弐万余リ生立仕候処、甚以テ美事ニテ一両日
- 一 水田モ明年ヨリ戸別開墾可仕覚悟ニ御座候、千歳川ヨリ上水勝手次第ニ

美事ニテ生立至テ美事ニ御座候、但桑天然ノ者何程ニテモ有之申候テ其方都合至極辨理ニ御座候、当年モ少々竹山モミヲマキ附致候処、苗モ

開墾ノ地所ハ樹木少ナキ故手揃ノ者ハ壱町ニ近キ開拓仕候、戸別平均三

反余リ開拓仕候

之農人ニ相成難候」と述べ、移住者として必要な心構えを説いている。 樽港から千歳村までの距離を約一九里として計算すべきことを回答して した二通の伺い文書が引用されている。 距離に関係するため、計算に迷った同郡役所が札幌県勧業課農務係に提出 移民達から勇払郡役所に対し 三一戸と三三戸の両説が存在する点についての検討を加えている。 移民」の移住戸数について、「口伝」では三三戸とされてきたことに触れ、 之者タリ共餓死スルコトハ無之ト奉存候、 奉存候、 ろう。このほか、今後の見通しとして、 る。それと共に、 補助金支給の請求が出されたが、その算出方法が小樽港から千歳村までの 奉存候」と述べている。また、北海道へ移住する場合の注意事項として、 ⁻渡航之儀ハ直航」の方が経費の節約になること、さらに「タトへ無資力 の移住を中止して山口村に向かったのは五〇戸であることが判明する。 戸だったことが記されている。 昭和五十八年に発行された『増補千歳市史』では、この「山口県第一次 ここで注目すべきは、早くも水田の試作に取り組もうとしている点であ 尤モ壱度ニ多数ハ心配ニ困リ候故、 山口団体が最初に山口県から渡航許可を受けた戸数は八 「北海道転籍移住者手続」 このことから、 この往復文書の中で札幌県は、 「千歳村モ是非トモ百余戸ニ致度 出稼キヲ心ガケ候テハ迚 『防長新聞』 明年是二五十戸程移住為仕度 小樽港に上陸後、 明治十七年八月十二日) 第一二条に基づく 小

その後の山口団体

Щ

口団体のその後の動向について、『札幌県勧業課第三回年報』には「本

民地撰定調査の際には、 文』)と記されており、 沖積土ニシテ壱尺乃至弐尺許ノ噴火灰ナルモ、 治十七年山口県ノ移民三拾壱戸ノ開墾地トナレリ、其地ノ上層ハ弐三寸ノ 記事とはかなりの落差がある。また、 シキヲ以テ年末ニ至ルマテ三十戸ノ墾成セシ段別、 年五月千歳郡千歳村へ移住セシ山口県移民ハ、 以 テ相応ノ収穫ヲ得ルト云フ」 ノ雑穀ヲ収穫スルヲ得タリ」と記されており、 それなりの開墾成績を挙げていたようである。 この山口団体について、 (北海道庁殖民課編『北海道殖民地撰定報 十九年に行われた北海道庁による殖 農民ハ多ク肥料ヲ施用スル 資産薄弱ナルモ移着季節宜 「千歳橋下ヨリ右岸ハ明 前記の 十一町一反歩ニシテ、 『防長新聞』 0)

リ」と記されている ヲ横領セルトカニテ一同困窮甚シク、 団体の移住 山口県人三十三戸千歳ニ移住ス、川東廿七戸 、漁ニ十戸許転居シ、 しかし、大正十一年の河野常吉の調査によれば、「(明治)十七年四月、 ・開拓が全体として成功したとは言い難い。 (『市史』)。 余ハ鵡川其他ニ赴キ、 このような状況からみれば、 殆ンド乞食同様トナレリ、 今残ルハ二戸ノミ 川西六戸 率先者ガ下付金 第 外分家ア 廿二三年 次山

第二次山口団体

(明治二十二年八月)には次のように記されている。の山口県民の移住はその後も続き、『北海道庁第二回勧業年報 明治廿年』二次山口団体六八戸・三五八人が集団移住している(『恵庭市史』)。同村へところで明治十九年四月には、隣村の千歳郡漁村(現在の恵庭市)に第

漁村山口県移民

庁亦此地ノ道路ヲ設ケ橋梁ヲ架シ、以テ其便ヲ與ヘタリ、管理者ハ毎戸ニ墾一切支弁シ、該県授産場ヨリハ管理者、農業教師各一人ヲ派シテ監督ス、本戸百八十円ノ移住費ヲ得テ其内ヨリ渡航費、家作、農具料及ヒ食料ニ至ル迄本年中胆振国千歳郡漁村ニ移住ノ山口県士族ハ、県ノ士族授産金ニ基キー

地一町五段歩ヲ分配シテ播種セシムト、秋ニ至リ降霜早ク為メニ収穫ヲ減

セ成り地

明治十九年に移住した玖珂郡の農民を中心とする「第二次山口団体」に較 べても手厚いものだったが、 なかった」(『恵庭市史』) えかねて転出帰郷するものが多く、 治六年設置の勧業局が前身) 支払を行うなどの保護を加えた である。 これは、 このように、 明治二十年四月、 のである。 Щ 口県は士族授産対策として設置した就 それにも関わらず の資金を利用して北海道移民に対する給与金 萩藩士四九戸・二一九人の移住に言及したも (『山口県史』史料編 本市に終生、 「気候の変化や重労働に耐 定着したものは極めて少 近代一)。これ 達所 は 丽

参考文献

牧市史』 復刻) 報告 委員会文化資料室 三十八号 年報』一八八四年 九八〇年/札幌県 地撰定報文』一八九一年/ 月十二日/ 『新撰北海道史』 九七一 二〇〇〇年/我部政男 第 上巻 一年/ 北海道みんぞく研究会 編 一八八五年七月二十八日 『防長新聞』一八八五年八月十二日付け記事/大蔵省編 『北海道庁第二回勧業年報 第六巻 八八五年 九七五年 同 『札幌の歴史』 『札幌県勧業課第一年報』一八八二年 『札幌県職員録』一八八五年一月六日調 史料二 (大蔵省、 『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書』 『新札幌市史』 『恵庭市史』一九七九年/ 「札幌市手稲山口地区の社会と民俗」 第十七号 一九三七年/ 同 北海道出版企画センターより一 『札幌県報』 第二巻 明治廿年』一八八九年/ 九八九年 『新北海道史』 通説二 第五十八号 同 『山口県史』 一九九一 『札幌県勧業課第三 第三巻 同 『札幌県報』 『北海道殖民 八八五 年/ 九八三年に 『開拓使事 史料編近代 札幌市教育 上巻 通説 『苫小 第